

第2章 分野別施策と個別目標

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

全体目標③

令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが県の業務に位置づけられました。

それとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらにはこどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていく必要があります。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

表1 前回計画の指標、目標値

意見表明の種別	選択可能な種別数	目標値 (選択種別数)
①「子どもの権利ノート(青少年家庭課への手紙付き)」の利用	1	1
②施設等や一時保護所内にこどもからの意見を投函する意見箱を設置	1	1
③児童福祉施設入所等児童の意見表明実施	1	1
④施設職員等によるこどもたちへの聞き取り等の実施 (施設等により、意見聴取方法は様々)	2～4※	4
⑤施設内に外部委員(第三者)を含む『苦情解決委員会』を設置	1	1
⑥【新規】施設や児相以外の第三者によるこどもからの意見聴取の仕組 (アドボカシー)	未実施	1
⑦【新規】こどもが気軽に意見表明できる新たなツール等の利用	未実施	1
こどもの権利擁護のための意見聴取等の選択可能な種別数 計	6～8	10

※施設毎に実施している聞き取りの種別の数

(前回計画の達成見込み)

①「子どもの権利ノート(青少年家庭課への手紙付き)」の利用

一時保護した時や施設入所時など、こどもに権利ノートを配布し、利用方法等について理解できるよう丁寧に説明し、周知徹底を図っています。

施設入所や里親・ファミリーホームへの委託期間の長いこどもには、定期的な権利ノート利用方法等の周知の機会が必要と考えています。また、利用方法だけでなく、

はがきが投函された後は、個別に必ず返信し、必要に応じこどもへの面接等も行い、今後の流れ等についても説明できる機会を持っています。

② 施設等や一時保護所内にこどもからの意見を投函する意見箱を設置

対象の17施設(入所児童が低年齢である松江赤十字乳児院を除く。)のうち、16施設で意見箱を設置されています。

令和5年度中に9件の意見が投函され、こども本人の気持ちを更に聞くなどの対応を行ったうえで、そのうち4件の意見が運営等に反映されました。

③ 児童福祉施設入所等児童の意見表明実施

児童相談所職員が意見表明面接を定期的に行い、こどもが自分の措置事由や見通しについてきちんと説明を受け、理解できているか確認しています。

施設等での暮らしの様子を聞き取り、より良い環境で生活できるよう施設と調整を図っています。

④ 施設職員等によるこどもたちへの聞き取り等の実施

各施設において、定期的に職員との面接の機会を設けるなどの方法により、こどもたちへの意見の聞き取りが行われています。

今回の計画策定の際に行ったアンケート結果では、各施設において1～4種類の方法を活用して聞き取りが行われています。

令和5年度中に350件以上の意見があり、こども本人の気持ちを更に聞くなどの対応を行ったうえで、60件以上の意見が運営等に反映されました。

⑤ 施設内に外部委員(第三者)を含む『苦情解決委員会』を設置

対象の18施設のうち、14施設で外部委員(第三者)を含む『苦情解決委員会』が設置されています。

令和5年度中に3件の意見が委員会に取り上げられ、そのうち2件が運営等に反映されました。

⑥ 施設や児相以外の第三者によるこどもからの意見聴取の仕組(アドボカシー)

令和7年度下期導入を予定しています。

⑦ こどもが気軽に意見表明できる新たなツール等の利用

SNS 相談を導入したことにより、普段は意見表明を行うことに抵抗のあるこどもからの相談を受け付け対応しています。

(要因分析等)

措置の決定場面における意見聴取の機会を設け、可能な限り早期に説明、意見表明が行えるよう努めています。

SNS 相談を導入したことにより、普段は意見表明を行うことに抵抗のある児童からの相談を受け付け対応していますが、対応する人員の確保が難しく、休日、夜間の対応を十分に行

えていないことが課題です。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

※策定要領に基づき、資源等ごとに現状量(A)、年度ごとの必要量、5年後の必要量(B)及び整備すべき見込量(B)-(A)を明らかにしたもの。これら資源等のうち、整備の進捗状況を評価する指標には、番号欄に「評」と記載(以下、同じ。)

表2の1

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	社会的養護に関わる関係職員*1 及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等	実施回数	3	2	2	2	2	2	—	
		受講者数	60 人程度	50	50	50	50	50	—	
② 評	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数・割合(事業を導入している一時保護所、社会的養護施設等に措置等されているこどもの人数÷対象施設等に措置等されているこどもの実人数)*2	人数	未実施	32	63	115	160	160	160	
		割合(%)	未実施	7.5	14.8	27.2	37.6	37.6	37.6	
③ 評	意見表明等支援事業を利用可能なこどものうち事業を利用したこどもの割合(《事業を利用したこどもの人数÷事業を利用できるこどもの人数(事業を導入している社会的養護施設等に措置されているこどもの人数)》)		未実施						R7 年度下期の利用状況を踏まえて設定	
④ 評	意見表明等支援事業の第三者への事業委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか)		未実施						独立性を担保	
⑤	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備		確保						確保	

72 表2の2

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
⑥ 評	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度、利用度、満足度(対象 中学3年生以上 37 人)(%)	認知度	91.9						100	8.1
		利用度	83.8						90	6.2
		満足度	92.7						100	7.3
⑦	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備		確保						確保	
⑧ 評	措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度(%)		83.8						100	16.2
⑨	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合(%)		100						100	0
⑩	意見表明に係る満足度の確認体制の整備		確保						確保	
⑪ 評	意見表明に係る満足度(%)		92.7						100	7.3
⑫	児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備		未設置						設置	
⑬	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画の有無		有						有	
⑭	措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無		有						有	

*1 職員:児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員

*2 こどもの人数:児童相談所一時保護所は R5 年度中の各施設の実人数、児童養護施設等は R5 年度末の実人数

・⑥、⑧、⑨、⑪の指標について

指標の算出に当たっては、措置児童等を対象としたアンケート調査を実施しました。

今回のアンケート調査については、措置児童全員が自身の権利擁護に対して、意見形成を十分にできている状況にはないため、比較的意見を表現しやすい年齢である中学3年生以上を対象とし、参考数値として調査結果を出しました。

今後、第三者による意見表明支援を検討しつつ、客観性のある調査を行う中で、アンケート調査の対象者の拡大、権利擁護に対するこどもの認知度・利用度・満足度・理解度などの数値の出し方も検討します。

86 ウ 資源の整備・取組方針等

87

88 ・意見表明等支援事業の実施

89 意見表明等支援事業を児童相談所一時保護所から導入することとし、令和7年度下期
90 開始に向けて取り組みます。

91

92 ・第三者評価の実施

93 令和3年度に各児童相談所の一時保護所において実施しましたが、その後は実施してい
94 ないため、今後の定期的な実施に向けて取り組みます。

95

96 ・社会福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置

97 島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会等の活用や、専門部会の新
98 設について、整理検討します。

99

100 ・社会的養護施策の策定検討委員会等への当事者(社会的養護経験者)の参画

101 今回の計画策定委員会に社会的養護経験者の参画を求め、計画への意見を取り込むよ
102 う取り組みます。

103 権利擁護の仕組みづくりにこども(当事者)の関与を求め、当事者の意見も取り込んだも
104 のにするよう、参画の方法等を検討します。

3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 全体目標①・②

令和4年改正児童福祉法に基づき、市町村は、母子保健と児童福祉の連携により、すべての妊産婦、子育て世帯、こども全体への包括的な相談支援を行うようこども家庭センターの設置が努力義務とされました。

また、令和5年4月1日に施行されたこども基本法第3条(第5号)では、こども施策の基本理念として、「子育ては家庭を基本とし、そのサポートを十分に行うとともに、家庭で育つことが難しいこどもにも、できる限り家庭と同様の環境を確保すること」とされています。

市町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

また、県においても、こどもの養育は家庭が基本であることの重要性を踏まえつつ、こどもの意見を尊重し、支援ニーズに応じた支援事業を進めていくことが求められています。

(1) 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

こども家庭センターは、妊娠・出産を経て、こどもを育てるなかで、さまざまな不安や負担を抱えるこどもや家族の相談にのり、求めている支援を提供できるよう、人材を確保し、母子保健と児童福祉が一体となった支援体制の充実を図る必要があります。県は各児童相談所に配置している市町村支援児童福祉司や保健師も含め、引き続き市町村の相談対応力や技術の向上を支援します。

また、相談対応を担う市町村職員及び要保護児童対策地域協議会担当者に対しては、こども家庭福祉に関する研修を開催するとともに、市町村職員が児童相談所において実地研修できる機会を提供します。これにより、専門性の強化と将来を見据えた実効性のあるサポートプランの作成が進むことを目指します。

ヤングケアラー支援においては、本来大人が担うと想定されている家族へのケアが日常化することで、学業や友人関係などに支障が出てしまうことがあるにもかかわらず、家庭内のデリケートな問題であったり、家族に自覚されていない場合があることなどから表面化しにくいいため、ヤングケアラーについての正しい理解が必要です。そのため、まずは関係機関に対して問題の背景や支援の必要性を周知し、実態把握を行い、早期に発見して支援につなぐために支援体制を強化する必要があります。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

15市町でこども家庭センターが設置されました。未設置町村は小規模町村であり、既に母子保健と児童福祉の支援を同じ組織で行っていますが、人員不足や専門性確保が難しい実情もあります。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表1

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	こども家庭センターの設置数(市町村数)		15	17	19	19	19	19	4	
② 評	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 (市町村職員等専門研修(前後期)、スキルアップ研修)		3回 32人 (R5)	現在の研修体制を継続					3回 35人	0
③ 評	県と市町村との人材交流の実施体制の整備		市町村職員実務者研修による児相での実地研修や児相・県主催の研修を継続							
④	市町村要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センターの参画数(市町村数)		7	参画数増加を進める					19	12
⑤	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備(市町村数) (「概ねできている～半数以上実施」数を計上)	サポートプランを作成している	9	策定体制・内容が進むように支援を進める					19	10
		妊産婦・保護者との面談等で協働して作成している	4						19	15
		子どもの意見を参考にしている	2						19	17
		作成に当たって関係機関と連携・調査等している	6						19	13
		作成時に組織内での検討機会を設けている	6						19	13
		作成したものを保護者に手交している	4						19	15
		モニタリングできる方策を考慮している	6						19	13
		見直し時期を定めている	6						19	13

ウ 資源の整備・取組方針等

全市町村でのこども家庭センター設置を目標に、未設置の町村に対しては、意見交換会や要保護児童対策地域協議会において、こども家庭センター設置の理念・機能の必要性を説明し、県としても設置促進に取り組むとともに、設置済の市町村に対しては機能強化に向けた支援を行います。

各児童相談所に配置している市町村支援児童福祉司や保健師を窓口として、虐待等のリスクアセスメントの手法、虐待予防に向けた母子保健のあり方、要保護児童対策地域協議会の運営などについて、研修開催やケース検討会等を行いながら支援していきます。

市町村職員と児童相談所職員が一緒に参加できるように、児童福祉司法定研修や児童相談所新任研修その他県が実施する研修に参加を促します。県と市町村職員との人材交流については、市町村職員が事例へのアセスメント力を深め、援助や見立てが向上することを目的として、市町村職員実務研修による実地研修（相談対応・アセスメント業務・援助方針会議への出席など）を積極的に利用してもらうよう周知していきます。

サポートプランの策定体制については、「保護者との面接」「こどもの意見の反映」等プロセスを踏んで策定できるように周知し、統括支援員研修等でも取り上げます。また、児童相談所からの送致・指導委託のケースについては、児童相談所から市町村に対して丁寧な引継ぎを行い、市町村のサポートプラン作成に協力していきます。

支援・保護が必要なこどもとその家庭等の課題に適切に対応できるよう、各市町村要保護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センターが参画できるよう調整していきます。

ヤングケアラー支援においては、早期に発見・把握し、個々の家庭の状況に寄り添いながら適切な支援につなぐことができるよう、市町村とも協力し、家庭福祉分野だけでなく、介護、医療、教育等の多機関との連携による支援体制づくりを進めます。ヤングケアラーについての正しい理解や気づきを深め、支援につながりやすくするために、広報啓発や支援者向けの研修等により社会的認知度の向上を図ります。また、ケアを行うこどもが安心して相談できる環境やサポート体制づくりを進めます。

(2) 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

ここでいう家庭支援事業(※1)には、子育てに不安や困り感を抱える家庭への手助けが示されています。自ら支援を求めている家庭だけでなく、自分からは助けを求めにくいようなこどもや保護者に対しても、不安な気持ちに寄り添い、安心して支援を受けてもらえることが重要です。

そして、こどもや保護者に耳を傾け、信頼関係を築きながら、支援事業の利用を勧めたり措置を行うことにより、時期を逃さずに、その時その人への確に支援を届けなければなりません。そのためにも、相談支援の体制を整え、その家庭が真に望んでいる支援を提供できるよう十分な受け皿を備えていくことを目指します。

市町村は社会的養護の地域資源をこども・子育て支援に活用し、家庭支援をはじめとした支援メニューについて必要な事業量と確保すべき提供体制等を算出し、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画(※2)との整合性を図ることが必要となります。

特に、子育て短期支援事業については、困り感のある家庭が安心して子育てできるように支援者を確保する必要があります。島根県においては児童養護施設数が少なく児童家庭支援センターもない(令和6年度末現在)こと、乳児院も松江市に1か所であることから在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図るために、市町村に対して里親・ファミリーホーム・母子生活支援施設を積極的に活用することを進めていきたいと考えています。

併せて、保育士等の新たな受け皿となる支援者の確保及び人材育成の体制について、市町村と協力して検討していきます。また、県では、各市町村が定めた家庭支援事業等の必要な事業量(量の見込み)と提供体制を、県が設定した区域ごとに集計し、広域利用の実態なども考慮して、県の子ども・子育て支援事業支援計画(島根県の場合は「しまねっ子すくすくプラン」に包含)に具体的に記載し、市町村の家庭支援事業等の整備に向けた情報提供、協議・調整、助言等を行うことを求められています。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

前回計画では、家庭支援事業の更なる充実を図る必要があるとし、子育て短期支援事業のニーズがある市町村に向けては里親・ファミリーホームの活用を検討していました。子育て短期支援事業については、令和3年度より市町村から直接、里親への委託ができるようになり、利用人数も増えています。

(※1)家庭支援事業とは、市町村が実施する下記の6事業です。

子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	育児疲れ等の時に一時的にこどもを預ったり、親子が一緒に入所できる支援を行う事業
養育支援訪問事業	保健師等が家庭訪問して、子育てや発育などについての相談支援を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業
子育て世帯訪問支援事業	支援員が家庭を訪問し、不安や悩みを聴き、家事・子育て等の支援を行う事業
児童育成支援拠点事業	こどもの居場所となる場を開設し、生活習慣・学習のサポート、食事提供等を行う事業
親子関係形成支援事業	親やこどもに対し、グループワーク等を通じて、よりよい親子関係を築く事業

(※2)第三期子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定に基づき市町村が5年を一期として定める計画。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表2

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標				資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6(計画)	R7	R8	R9	R10	R11	
① 評	子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策(市町村数)	子育て短期支援事業	11	11	11	11	11	11	0
		養育支援訪問事業	18	17	17	17	17	17	-
		一時預かり事業	17	17	17	17	17	17	0
		子育て世帯訪問支援事業	8	11	11	11	11	11	3
		児童育成支援拠点事業	2	4	4	4	4	4	2
		親子関係形成支援事業	0	3	3	3	3	3	3
② 評	市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数 SS:ショートステイ TS:トワイライトステイ		SS 69 TS 66 (R5 実績)	78 57	81 59	84 61	86 63	88 65	19 -

ウ 資源の整備・取組方針等

家庭支援事業については、各市町村の支援見込みを踏まえて、取組が円滑に進むよう、県においても助言・指導をしていきます。県は、研修や市町村との意見交換会等の機会に家庭支援事業の積極的な活用を促します。また、児童相談所から市町村へのケース送致や措置解除等を行った際に、地域での支援が必要な家庭においては、その保護者が安定した子育てができるように、家庭支援事業を見込んだ援助について市町村と児童相談所が連携していきます。

子育て短期支援事業の委託先として、里親・ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設及び今後設置を目指して検討している児童家庭支援センターを積極的に活用していきます。併せて、市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるよう県も取組を支援していきます。すでに、県では子育て支援員研修を実施しており、この研修の修了者を地域子ども・子育て支援事業の担い手として、人材確保の取組を進めています。このほかにも、今後は県が実施する研修会等に、市町村の潜在保育士・子育て支援員等にも参加してもらい、支援に必要となる技術や知識を習得できる機会を提供していきます。

市町村職員の里親制度への理解を促進するため、各市町村における職員研修の場で、里親を取り上げてもらえるよう、引き続き働きかけます。また、各市町村要保護児童対策地域協議会を通じて、里親制度の理解促進を図ります。

母子生活支援施設は、DV 被害に限らず、虐待、障がい、親子関係の問題、生活困窮、不安定な家庭状況など様々な生活上の困難を抱える母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができる生活施設です。ただ、近年は入所者数が減少しており、市町村が母子生活支援施設の機能や役割を理解し、子育て支援に活用していくことが望まれます。県としても、児童相談所・女性相談センターや市町村等の担当者会議などにおいて、施設の概要や支援内容を周知するなど、様々な機会を捉えて、母子生活支援施設と各機関の連携を図り、利用を働きかけていきます。

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターは、こども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うことや里親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、児童相談所から在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行うための機能が求められています。虐待相談件数が高止まりしている中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点としても期待されます。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

児童家庭支援センターは、前回計画ではその役割や人材・運営資金面及び昨今の児童相談所を取り巻く状況を鑑み検討していくこととしていましたが、現時点では設置されていません。県内 4 か所の児童相談所が専門的な相談を引き受けてきたことや民間団体等への周知が少なかったことが要因として考えられます。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表 3

番号	資源等	現在の 整備・取 組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の 必要量 等(B)	整備す べき見 込量 (B)- (A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	児童家庭支援センターの設置数	0	0	0	0	1	1	1	
② 評	児童相談所からの在宅指導措置委託件数※	0	0	0	0	2	2	2	
③ 評	委託全件数に対する割合(児童相談所からの 在宅指導措置委託件数/指導措置委託全件数)※	0	0	0	0	5割	5割	5割	
④ 評	市町村から家庭支援事業を委託されている 児童家庭支援センター数	0	0	0	0	1	1	1	

※②の件数:過去3年間で児童相談所から指導委託を行った件数は2件であり、参考値として記載。

※③の数値:児童家庭支援センター以外の在宅指導措置委託先として市町村を想定し、見込みを5割と設定。

172 ウ 資源の整備・取組方針等

173

174 前回同様に、児童家庭支援センターの役割や専門的な人材の確保、運営資金、及び昨今
175 の児童相談所を取り巻く状況を鑑み、地域に根差した専門的な支援が行えるように、県、市
176 町村、里親会、乳児院・児童養護施設等と連携し、改めて設置形態も含めた検討を進めてい
177 きます。

178 相談状況、子育て支援資源、里親・ファミリーホーム数や施設等の地域事情を考慮しつつ、
179 県内に1か所の設置を検討します。

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 全体目標①

生活に困難を抱える妊産婦や出産後に不安を抱えるひとり親に対しては、妊産婦が妊娠期から出産後までに必要な支援を受けることができるよう関係機関のきめ細やかな連携を図ることが求められます。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

※前回計画に記載なし

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表1

番号	資源等	現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0	0	0	0	0	0	0	
② 評	助産施設の設置数	1	1	1	1	1	1	0	
③ 評	特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	2回 66人	2回 75人	2回 80人	3回 90人	3回 100人	3回 100人	1回 34人	

※③の現在の整備・取組状況(A)については、R6 母子保健従事者研修・市町村職員等専門研修(妊産婦関係講義))を計上。

ウ 資源の整備・取組方針等

支援を必要とする妊産婦については、妊娠届出時や妊婦健康診査で早期に支援の必要性を把握し、個別相談や適切な支援につなぐほか、産後ケア事業等を活用して育児不安の軽減を図るなど、早期から適切な支援を提供できるよう努めます。

また、母子保健事業だけでは育児環境の整備が難しい妊産婦に対しては、助産施設や助産制度の周知を図るなど経済的に困難を抱える妊婦への支援を促進します。妊産婦等生活支援事業の実施については、地域での支援ニーズを踏まえて検討を進めていきます。

なお、妊産婦等生活支援事業は、妊娠中や子育て中の方々が安心して出産・育児に臨めるよう、生活面や健康面のサポートを提供することを目的としています。本事業では、一時的な住まいや食事の提供に加え、看護職が配置された施設で健康管理や育児相談を受けることが可能です。この事業の実施にあたっては、社会資源や人材の確保・活用を進めるとともに、市町村の保健師や地域の支援機関と連携し、地域特性や個別のニーズに応じたサービス調整を行う必要があることから、関係機関職員への制度・施設の周知

30 を図るほか、支援者の育成が求められます。

31 妊産婦への支援者の育成については、これまでの県及び市町村の母子保健関係者向け
32 研修会に加え、新たに県及び市町村の児童相談支援者向け研修会を開催する予定です。
33 さらに、市町村が委託する家庭支援事業を担う支援者の育成については、必要に応じて
34 県が支援していきます。

35 ひとり親や未婚の女性への支援としては、県が民間団体に委託して、若年女性等を対
36 象とした相談交流会やSNS相談を実施し、女性に寄り添いながら悩みや困りごとを聴
37 きとり、必要に応じて生活支援や就業支援等へつなげています。引き続き、自立に向け
38 た伴走型の支援を行うために、多様で柔軟な対応ができる民間団体との協働により実施する
39 よう努めます。

1

3

4

8

9

0

2

4

0



27 表1 代替養育が必要なこども数

(単位:人)

年度		R6.5月		R7		R8		R9		R10		R11	
児童人口		98,644		96,341		93,522		90,703		87,884		85,065	
代替養育を 必要とする こども数	措置児童数	158	242	156	238	152	231	147	224	142	217	138	210
	潜在児童数	84		82		79		77		75		72	
内訳	3歳未満	措置児童数	20	31	19	30	19	29	18	28	17	27	27
		潜在児童数	11		11		10		10		10		
	3歳以上 就学前	措置児童数	23	35	23	35	22	34	22	33	21	32	31
		潜在児童数	12		12		12		11		11		
	学童期以降	措置児童数	115	176	114	173	111	168	107	163	103	158	152
		潜在児童数	61		59		57		56		54		

28

29

30 【代替養育を必要とするこども数(潜在含む)の将来推計】

31 ※代替養育を必要とするこども数

32 =措置児童数推計(年度推計人口×0.162%[平成26～令和5年度出現率平均])

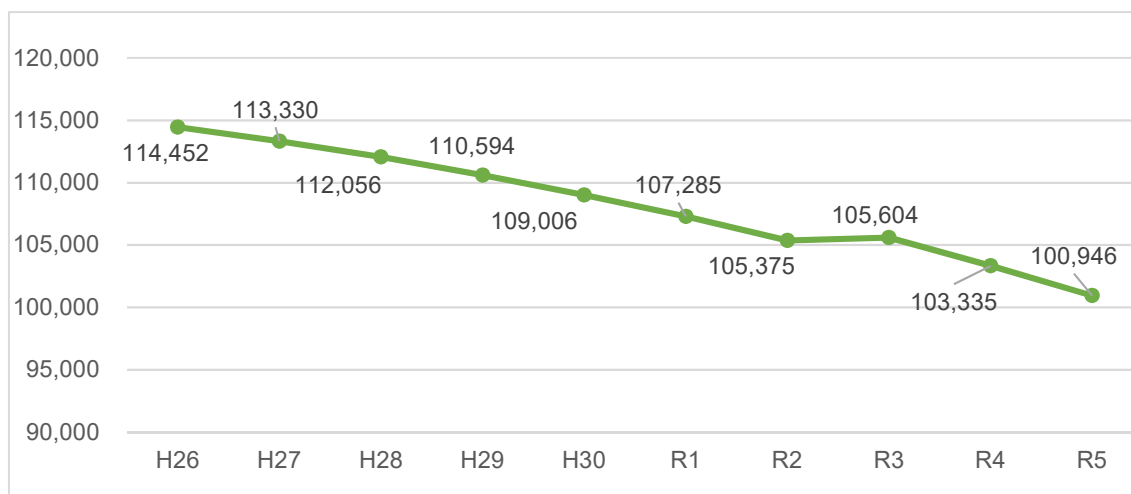
33 +要保護児童対策地域協議会児童数推計(年度推計人口×0.085%[令和6年度出現率])

34 ※児童人口は、国立社会保障・人口問題研究所が算出している島根県将来人口推計を援用

35

36 表2 島根県の児童人口推移(参考数値)

37 ※「児童人口」は、各年度の県推計人口(年報)の0歳～18歳の合計 (単位:人)



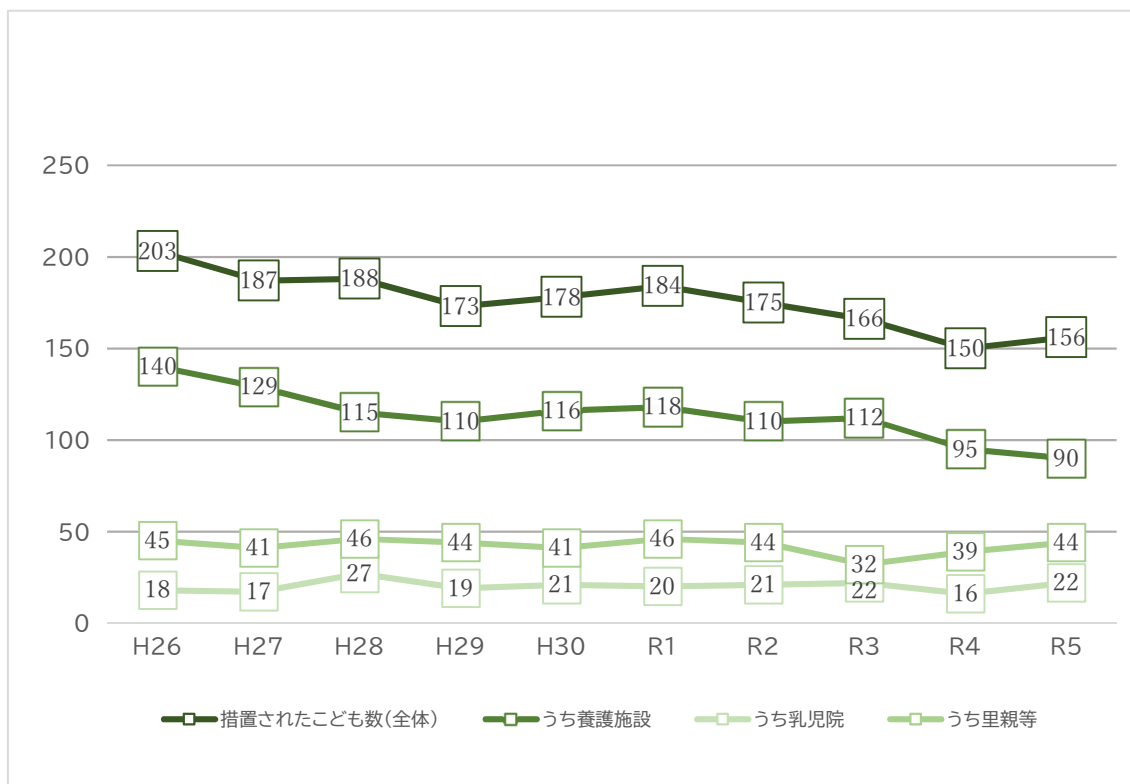
38

39 【措置されたこども数】(里親・ファミリーホーム・乳児院・養護施設)

40 措置されたこども数は近年減少して推移していますが、今後代替養育が必要なこどもの行
 41 き場がなくなることを防ぐため、過去の児童人口に対する代替養育を必要とするこどもの割
 42 合を元に調整を行いながら推計を行います。

43 表3 島根県における措置されたこども数の推移

(単位:人)



44 ※「児童福祉法第27条第1項第3号の措置に関する月報」(令和6年6月末時点)より抽出

45

46

47 表4 島根県における措置されたこどもの出現率の推移



6 一時保護改革に向けた取組 全体目標②・③

一時保護を行う際には、安全確保やアセスメントなどを適切に行い、その上で、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが必要です。

安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべきです。また、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすることが必要です。

こどもの権利擁護の観点から、意見箱の設置や相談を受け付けるための窓口の設置等、こどもに対して十分な意見の聴取とその反映を行う必要があるほか、こどもの権利制限をなるべく少なくして、安定したこどもの生活保障の取組を推進する必要があります。

こうした取組を進めるため、国から示された「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要となります。

一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえて定めた県条例の基準に沿って必要な環境整備を行っていきます。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

表1 前回計画の指標、目標値

【指標】 島根県の一時保護期間の割合 (単位 %)

一人あたり一時保護日数	現況値 (H26～H30 平均)	目標値
31日以上	23%	20%以下

(前回計画の達成見込み)

令和5年度の一時保護期間で31日以上の割合は 19.6%(40 件／204件)となっており、目標値を達成しています。

現在の状況が続いた場合には、計画最終年度である令和11年度の目標値が達成できる見込みです。

(要因分析等)

一時保護の状況は様々であり、一時保護日数もケース個々の状況に左右されることが多く、今後の動向については非常に予測しにくい面があります。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

各児童相談所の一時保護所について、施設面では出雲児童相談所を除いて概ね設備基準を満たしています。

出雲児童相談所については、現在、移転新築に着手し、令和9年4月の供用開始に向けて整備を進めています。

委託一時保護の受け皿確保については、里親・ファミリーホームへの委託の推進の状況、それに伴う施設での受け入れ確保数の増減を考慮する必要があります。

一時保護施設職員に対する研修について、個々の職員のキャリアアップに向けた研修プログラムの整備や、研修に参加する機会が確保できるよう、職員配置等の体制整備が課題となっています。

一時保護所の第三者評価は、令和3年度に全児童相談所において実施していますが、継続的な取組ができていない状況にあるため、令和7年度には一時保護所の第三者評価が実施できるよう、準備を進めていきます。

表2の1

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標				資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	
① 評	一時保護施設の定員数		中央	20	県条例で定めた基準に沿って必要な見直しを図っていきます。				
			出雲	15					
			浜田	12					
			益田	10					
② 評	一時保護専用施設確保数(箇所)		0	0	0	0	0	0	0
③ 評	委託一時保護が可能な確保数	養育里親(世帯)	147	154	161	168	175	182	35
		ファミリーホーム(箇所)	2	令和11年度までに4か所設置				4	2
		児童養護施設等(施設)	15	15	15	15	15	15	0
④ 評	一時保護施設職員に対する研修	実施回数	4	研修プログラムの整備や、研修参加機会の確保などを検討					
		受講者数	7						

50 表2の2

番号	資源等		現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込量 (B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
⑤ 評	第三者評価を実施している 一時保護施設	施設数	R3 実施 4	4	継続的な実施を検討					
		割合 (%)	100	100						
⑥ 評	一時保護施設の平均入所日数＊1		R5 実績 22.7 日	一時保護の目的を達成するために要する必要 最小限の期間とします。						
⑦ 評	一時保護施設の平均入所率＊2		R5 実績 17.9%							

*1 平均入所日数:年間の入所児童の入所延べ日数÷年間の入所児童の対応件数(実人員)

*2 平均入所率:年間の入所児童の入所延べ人数÷年間日数÷児童相談所の一時保護定員(全児相の合計)

ウ 資源の整備・取組方針等

国において策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえて県条例を制定し、県条例及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ります。

出雲児童相談所一時保護所の男女混合処遇解消等のため、令和9年4月の供用開始に向けて移転新築工事を進めていきます。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 全体目標②

県(児童相談所)は、支援を必要とする家庭等に対しては、市町村の家庭支援事業等を活用して予防的支援を行い、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、市町村をはじめとした関係機関と緊密に連携しながら、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所においては、こどもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

具体的には、

- ① 元の家庭において安全かつ健全にこどもを養育できるよう、最大限の支援を行い家庭復帰を目指す
- ② 元の家庭と関係や環境が近い親族による養育(親族里親等)
- ③ 特別養子縁組による新たな法的家族関係の形成
- ④ 里親・ファミリーホームによる実親への養育支援や実親と里親等との共同的な養育
- ⑤ 養育里親との普通養子縁組による継続的なつながり・支援関係を確保
- ⑥ 措置解除後の継続的なつながり・支援者の確保

といった目標を目指した支援が求められます。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

※前回計画に記載なし

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表1

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載
② 評	里親・ファミリーホームや施設(乳児院・児童養護施設)の平均措置期間							評価指標としてのみ把握	

ウ 資源の整備・取組方針等

現在、児童相談所には、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを行うための専門チーム(係・担当・ワーキンググループ)等はありませんが、今後、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障のチェックや推進を行う体制を整えることが望まれます。

まずは、児童相談所における家庭養育優先原則・パーマネンシー保障について、各児童相談所が同一の視点で取り組めるよう、共通の指針や見直し基準、チェックシステム等を作成することを目指します。

また、実親に「こどもを取られてしまう」という不安を抱かせないように、実親を含めたすべての県民にとってわかりやすい里親制度パンフレットの作成や、里親・ファミリーホームと協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保をすすめていく必要があります。

(2) 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援は、施設入所等により分離したこどもの家庭復帰のみを目的とするものではなく、個々の親子のありように応じた新たな親子関係の構築を模索するものです。分離前の虐待予防や復帰後の継続的な支援も含めた総合的な支援が重要となるため、そのことを踏まえ、家族や地域、関係機関が協働して取り組む必要があります。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

※前回計画に記載なし

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表2の1

番号	資源等		現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込量 (B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	支援員配置	0	0	0	0	0	4	4	
		支援メニューの実施	0	0	0	0	0	4	4	
		資格取得支援	0	0	0	0	0	4	4	

56 表2の2

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込量 (B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
② 評	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載
③ 評	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	0回	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人
④ 評	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載
⑤ 評	保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備						ウに記載	ウに記載

ウ 資源の整備・取組方針等

① 児童相談所における親子再統合支援事業

・児童相談所への親子関係再構築支援員の配置：令和11年度までに各児相に1人ずつ配置することを目指します。

・カウンセリングや保護者支援プログラム等の支援メニューの実施：現時点で事業として実施している支援メニューはありませんが、過去の取組状況や研修・取得している資格等を生かしながら、今後の支援員の配置や児童心理司等による資格取得の状況に応じて、令和11年度までに各児童相談所につき1事業が実施できるよう、検討していきます。

・資格取得支援：令和11年度までに各児相で毎年1人ずつ取得することを目指します。

・民間団体の育成については、県内で独自に育成することは困難な見通しであり、県外の民間団体の活用について検討していきます。

② 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

専任職員の配置について、検討していきます。

③ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施

児童相談所職員全体のスキルアップを図るため、親への相談支援に関する児童相談所職員への研修を年1回開催し、全職員が5年に1回程度受講することを目指します。

*児童相談所全職員数約150人として算出

④ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備

児童心理司が保護者支援プログラム等の資格取得ができるよう、体制の整備を検討していきます。

⑤ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

児童相談所におけるニーズに応じ、保護者支援プログラム等を実施している民間団体に業務を委託できるよう、体制の整備を検討していきます。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所は、家庭復帰が困難なケースに係るパーマネンシー保障の観点から、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等を積極的に活用しながら、特別養子縁組が望ましいこどもと特別養子縁組を希望する者がスムーズに縁組みできるように継続的かつ多角的な支援を行います。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

表3

番号	指標	R1 年度の状況	R5 年度の状況	R6年度の目標	R11 年度の目標
①	児童相談所関与の特別養子縁組成立件数	3 件 (3年平均)	1.6件 (R3～5平均)	6件	9件
②	特別養子縁組研修受講児童相談所職員数	0人(研修形式未実施)	0人(研修形式未実施)	全職員	全職員
③	特別養子縁組民間機関との連携	0か所	0か所	1か所	2か所

① 児童相談所関与の特別養子縁組成立件数

現在、特別養子縁組の事案は少ない状況にあり、また、児童相談所長による適格申立ても少ない状況です。特別養子縁組の成立件数は年によって増減がありますが、直近10年の平均でも2.2件であり、現状では年間6件の達成は難しいといえます。

(参考)県内特別養子縁組の状況(松江家裁扱い、暦年集計)：令和1～5年は1～7件で推移

② 特別養子縁組研修受講児童相談所職員数

児童福祉司任用前研修等において制度説明のカリキュラムは設けていますが、全職員を対象とした研修は定期的には行っていません。

③ 特別養子縁組民間機関との連携

県内に民間あっせん機関がなく、また、県外の民間あっせん機関とも個別ケースに応じた情報共有をするにとどまり、定期的な情報共有等を行っていません。民間あっせん機関からの問合せもほとんどない状況です。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表4

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込量 (B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	1.6 R3～5 平均	3	3	3	3	3	3	1.4
② 評	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	0	①に含むものとする。						
③ 評	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備 ＊評価指標としては申立件数	2						ウに記載	ウに記載
④ 評	里親支援センターやフォostリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備 ＊評価指標としては相談件数（把握困難）	0						ウに記載	ウに記載
⑤ 評	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	0人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人
⑥ 評	民間あっせん機関に対する支援・連携の有無							評価指標としてのみ把握	

ウ 資源の整備・取組方針等

① 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

引き続き、児童相談所が特別養子縁組に関わっていることを広く一般に、又は児童

福祉に関係が深い職種や医療関係者に対して周知する機会を増やします。また、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等を積極的に活用し、縁組がスムーズに進められるよう支援します。成立件数の目標は年間3件とします。

② 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

現在、県内に民間あっせん機関はなく、今後も設置や育成は難しい状況であるため、県外の民間あっせん機関との情報共有や連携により取り組みます。成立件数の目標は、引き続き、①の児童相談所関与の特別養子縁組成立件数に含むものとして考えます。

③ 児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立を活用するため、児童相談所と家庭裁判所との情報共有の機会の確保や他自治体の事例を参考とした研修の実施に取り組みます。

④ 里親支援センターやフォスティング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談体制の整備

関係機関を対象とした特別養子縁組に関する啓発活動等と併せて、各機関において相談等があった場合には、児童相談所への繋ぎや民間あっせん機関の紹介等の支援をしてもらえるよう、連携の体制づくりを検討していきます。

また、望まない妊娠・出産をした女性が特別養子縁組も選択できるよう、性暴力被害者支援機関や医療機関との連携や情報提供等の支援について検討していきます。

⑤ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

特別養子縁組支援への取り組みやすさを図るため、特別養子縁組に関する児童相談所職員への研修を年1回開催し、全職員が5年に1回程度受講することを目指します。

**児童相談所全職員数約 150 人として算出*

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 全体目標②

(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

策定要領に基づいて算出した「里親等委託が必要なこども数の見込み」については以下のとおりです。

【算式1】（R6.5末時点）

a	里親・ファミリーホーム委託こども数	46
b	一時保護児童のうち、里親等委託が必要なこども数	5
c	乳児院・児童養護施設入所児童のうち、里親等委託が必要なこども数	77
	（乳幼児）乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	16
	（乳幼児）児童養護施設に入所することもで乳児院から措置変更された乳幼児数	2
	（乳幼児）児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数（乳児院からの措置変更除く）	1
	（学童期以降）児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数	58

$$\frac{a + b + c}{242(\text{代替養育を必要とするこども数})} \div 52.9\%$$

【算式2】（R6.5末時点）

a	里親・ファミリーホーム委託こども数	46
b	一時保護児童のうち、里親等委託が必要なこども数	5
c'	乳児院・児童養護施設入所児童のうち、里親等委託が必要なこども数 * 施設入所中の個別ケースについて里親等委託が難しいこどもを抽出し、施設入所児童数から除いた数	51
d	在宅で代替養育の可能性が高いこども数（児相主担当の「最重度～中度」・市町村主担当の「最重度～重度」）のうち里親等委託が必要なこども数 * 在宅で代替養育の可能性が高い個別ケースについて里親等委託が必要なこどもを抽出した数	2

$$\frac{a + b + c' + d}{242(\text{代替養育を必要とするこども数})} \div 43.0\%$$

「里親等委託が必要なこども数」：実親の同意の有無にかかわらず、里親・ファミリーホームへの委託が適当と考えられるもの
「里親等委託が難しいこども数」：医療的ケアの必要性や行動上の問題がある、年長で「家族」に対する拒否感が強い、といった理由で里親等委託が難しいもの

年齢別のこども数も含めて、年度ごとの里親等委託が必要なこども数を見込むと、以下のとおりです。

【里親等委託を必要とするこども数の将来推計】 (人)

(算式1) 52.9%		R6. 5月	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託を必要とするこども数		128	127	122	118	115	110
内訳	3歳未満	16	16	15	15	14	14
	3歳以上の就学前	19	19	18	17	17	16
	学童期以降	93	92	89	86	84	80

(算式2) 43.0%		R6. 5月	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託を必要とするこども数		104	102	99	96	94	90
内訳	3歳未満	13	13	12	12	12	12
	3歳以上の就学前	15	15	15	14	14	13
	学童期以降	76	74	72	70	68	65

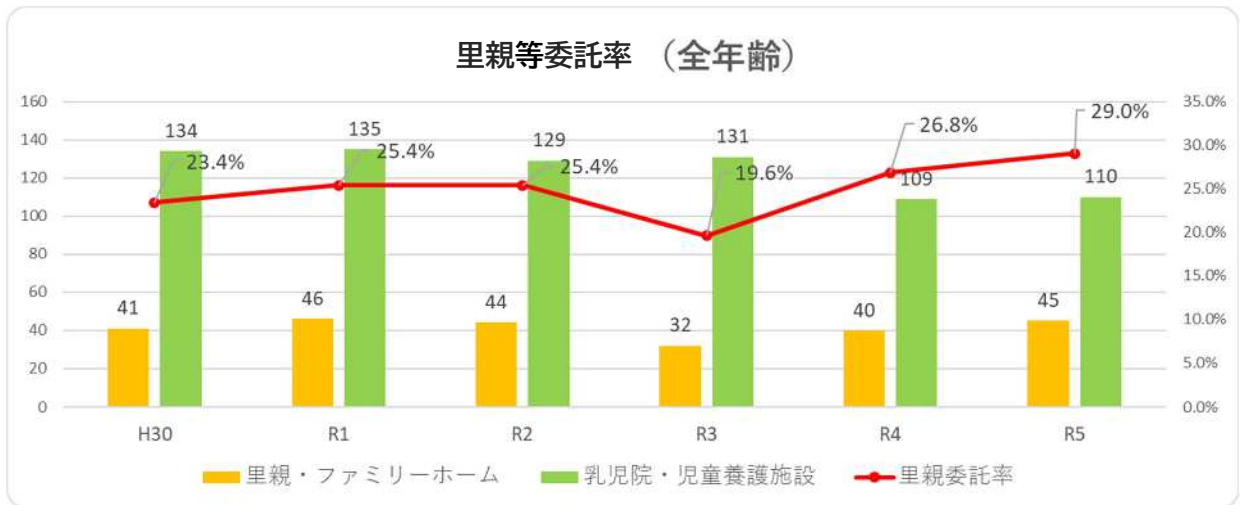
ア 前回計画の達成見込み・要因分析等
表1の1

番号	指標		R1年度の状況	R5年度の状況	R6年度の目標	R11年度の目標
①	里親等委託率 (%)	3歳未満	32.0	21.1	35.0	50.0
		3歳～就学前	14.7	52.0	25.0	33
		学童期以降	27.0	25.2	33.0	40
②	新規登録里親世帯数・人数(親族里親含む)		21世帯 36人	33世帯 56人	全区分で 毎年12世帯	全区分で 毎年12世帯
③	登録里親世帯数・人数	養育里親	109世帯 182人	147世帯 244人		
		専門里親	18世帯 21人	19世帯 23人		
		養子縁組里親	44世帯 88人	63世帯 123人		
		親族里親	5世帯 7人	5世帯 5人		

表1の2

番号	指標	R1 年度の 状況	R5 年度の 状況	R6年度の 目標	R11 年度の 目標
④	委託里親世帯数 (実質)	36	33	50	59
⑤	委託こども数	38	38	53	64
⑥	ファミリーホーム数	2	2	3	3
⑦	一中学校区一里親の 割合(%)	62.1 (H30 年度)	68.5	80	100
⑧	家庭生活体験事業 活用こども数	13	18	22	24
⑨	里親制度周知研修 (実施回数)	22 (H30 年度)	18	R1 を上回る	R6 を上回る

① 里親等委託率



令和5年度末は全体で 29%と徐々に増加していますが、全体のこども数や施設入所こども数の減による要素も大きく、委託しているこども数は現状としては横ばいです。里親等への委託が伸びない要因としては、実親の同意が得られにくい、里親への委託が難しいこどもが増えている、里親への支援が十分にできていない、といったことが挙げられます。

② 新規登録里親世帯数

年度ごとにばらつきはありますが、概ね達成しています。令和3年度から市町村の子育て短期支援事業において里親が直接委託を受けることが可能になり、短期的な委託なら引き受けられるとして登録される里親も増えつつあります。

③ 登録里親世帯数

高齢化等により里親登録を辞退される方が増えており、全体の登録数としては伸び悩んでいます。また、専門里親が増加しておらず、虐待を受けた子どもや障がいがある子どもの預け先としての専門里親が不足しています。

④⑤ 委託里親世帯数、委託子ども数

実際に子どもを委託されている里親世帯数としては、横ばいの状況です。全体の子ども数が減少傾向であることや、里親への委託が難しい子どもが増えていることが要因として挙げられます。

⑥ ファミリーホーム数

県内2か所を維持しています。ファミリーホームへの委託子ども数も近年横ばいの状況ですが、里親委託よりも実親の同意が得やすいというメリットを生かして、設置数・委託子ども数を増やしていくことが期待されます。

⑦ 一中学校区一里親

県独自の指標であり、7割前後の中学校区に1世帯以上の里親が登録されているという状況を維持しています。

⑧ 家庭生活体験事業活用子ども数

児童相談所における事業と施設における事業の活用数の合計であり、近年10～20件程度で推移しています。長期的な里親等委託が難しい子どものための短期の家庭生活体験や委託に向けたマッチングのほか、里親の養育トレーニングとしても有効であり、今後も継続した活用が期待できます。

⑨ 里親制度周知啓発研修

一般向けの啓発としては、年1回ずつ、普及啓発講演会と里親大会を実施するほか、各地区里親会において一般、学生、行政職員向け等の出前講座や里親によるおはなし会等を実施しています(令和5年度出前講座8件、おはなし会・ミニおはなし会8件)。しかし、まだ十分に里親制度が理解されているとはいえず、学校や行政手続において、里親から改めて説明が必要になることや手続がスムーズに進まないこともあります。

普及啓発の方法としては、里親の体験や思いを伝え、参加者が里親制度をより身近に感じる効果が効果的と考えられます。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表2

番号	資源等		現在の 整備・ 取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の 必要量 等(B)	整備 すべき 見込量 (B)- (A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	里親等委託率 (%)	3歳未満	21.1	32	43	54	65	75	53.9	
		3歳以上～ 就学前	52.0	56	60	65	70	75	23	
		学童期以 降	25.2	30	35	40	45	50	24.8	
② 評	登録率(%) ＊代替養育を行っているこ ども数に対する里親等の受け 入れ可能数		127.4	128	128.5	129	129.5	130	2.6	
③ 評	稼働率(%) ＊里親等の受け入れ可能数に 対する実際の委託数		22.8	24	26	28	29	30	7.8	
④ 評	里親登録数 ＊評価指標は里 親登録数、新規里 親登録数、委託里 親数、委託こども 数	養育里親	147 世帯 244人	154世帯	161世帯	168 世帯	175 世帯	182世帯	35世帯	
		専門里親	19世帯 23 人	20世帯	21世帯	22世帯	23世帯	24世帯	5世帯	
		養子縁組 里親	63 世帯 123人	67世帯	71世帯	75世帯	79世帯	83世帯	20世帯	
⑤ 評	ファミリーホーム数 ＊評価指標はFH 数、新規 設置数、委託こども数		2	令和11年度までに4か所設置				4	2	
⑥ 評	里親登録に係る県児童福祉 審議会の開催件数		11	11	11	11	11	11	0	
⑦ 評	里親登録(認定)に対する委託 里親の割合(％)(年間に1回で も委託のあった里親数)							評価指標として のみ把握		
⑧ 評	《県独自目標・指標》 短期委託を含めた委託里親の 割合(％)		39.1	43	47	52	56	60	20.9	
⑨ 評	《県独自目標・指標》 一中学校区一里親(％)		68.5	75	80	85	95	100	30	
⑩ 評	《県独自目標・指標》 啓発・新規開拓のための講演 会等の実施回数		18	20	23	25	28	30	12	

ウ 資源の整備・取組方針等

① 里親等委託率

全国的には乳幼児については75%、学童期以降については50%の里親等委託率を目標とすることとされており、県も目標値として同率を設定します。

一方で、里親のスキルが地域での子育てを通して予防的な支援に生かされることにも注目し、措置としての委託以外の短期的な委託の増加にも取り組みます(⑧)。

里親等委託の決定にあたり、児童相談所においては、こどもの特性やきょうだいの関係性など個々の状況を踏まえることや、こども本人の意見を聴くなど、丁寧な調査を行って方針決定に反映させることが重要です。その上で、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に関する理解を深めるとともに、これに基づくケースマネジメントを徹底し、里親等への委託を最優先に検討することや、施設入所児童については調査や確認等を行い里親等委託への変更について定期的に見直すなど、こどもにとって最適な養育が行われるよう努めます。

②③ 登録率、稼働率

幅広い里親の中からマッチングできるよう、登録率(里親登録数及びファミリーホーム数)の増加を目指します。また、養育トレーニングや助言等の支援により未委託里親の減少(稼働率の増加)をはかります。

【登録率】

$$\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所こども数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}$$

【稼働率】

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託こども数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託こども数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

④ 里親登録数

普及啓発活動の取組により、引き続き里親登録数の増加を目指します。また、希望者だけではなく積極的に専門里親の研修受講を促し、専門里親の登録数の増加をはかります。

※(令和1～5年度新規登録世帯数－令和1～5年度消除世帯数)の平均:養育里親+7、専門里親+1、養子縁組里親+4

⑤ ファミリーホーム数

現在ファミリーホームが設置されていない県中部を中心として増設を目指します。出雲児童相談所管内、浜田児童相談所管内で1つずつのファミリーホーム設置を目指します。

⑥ 里親登録にかかる児童福祉審議会の開催件数

現在、8月を除いて月1回、年11回の里親登録審議の機会があるため、これを維持していきます。

⑦ ⑧短期委託を含めた委託里親の割合

年間に最低1回以上、委託措置のあった里親世帯数と、措置又は措置以外の短期委託(子育て短期支援事業、一時保護委託、レスパイト・ケアの受け入れ、家庭生活体験事業のうちいずれか)を受けた里親世帯数を把握しつつ、短期であっても多くの里親世帯がこどもに関わる機会を増やせるよう目指します。

⑨ 一中学校区一里親

こどもが現在の地域生活を可能な限り維持しながら安全安心に過ごせるよう、引き続き全中学校区に1世帯以上の登録があるよう目指します。

⑩ 啓発活動や講演会等の実施

県は、里親がこどもを一時的に預かり、地域の子育てや児童虐待の予防に重要な役割を果たしていることを踏まえ、里親制度が広く県民に理解され協力してもらえるよう引き続き普及啓発に努めます。

また、里親会や関係機関とも連携して、一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。

特に、行政職員や学校教職員への制度周知に努め、里親・里子に寄り添い、各種手続がスムーズに進むようになることを目指します。

⑪ その他

里親は、里親になりたい動機もそれぞれの環境も異なります。そのため、すべての里親が中長期の委託を目指す必要はなく、個々の事情に応じた委託の受け入れや、委託以外の活動(短期委託のみの受け入れ、他の里親の支援、後継里親の育成、普及啓発活動等)も、里親等委託の推進には必要な取組と言えます。里親それぞれの得意分野や能力を生かして、多様な視点から委託の推進を図り、里親等委託率、登録率、稼働率の向上につなげます。

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

現在、県における里親支援業務は主として児童相談所が行っているほか、啓発や研修について部分的・個別的に外部委託を行っています。一方で、研修後のフォローアップを行ったり、

里親の状況を把握したりすることや、委託中の支援、委託解除前後の支援については十分に行えているとはいえず、里親への委託が増えていかない要因となっています。

児童福祉法の改正により令和6年度から里親等支援業務を包括的に行う里親支援センターが児童福祉施設に位置づけられました。県においても里親支援センターを設置し、里親・ファミリーホームがより安心して委託を引き受けられるようになることや、里親・ファミリーホームへの委託が増加することを目指します。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

表3

番号	指標	R1年度の状況	R5年度の状況	R6年度の目標	R11年度の目標
①	里親養育の不調	2世帯3件	1世帯	0世帯0件	0世帯0件
②	フォスタリング実施機関数(委託)	1か所	3か所(県里親会、県社会福祉士会、研修実施機関)	3か所	6か所
③	里親支援専門相談員数	2人	2人(R6年度3人)	4人	4人

① 里親養育の不調

年度によっては発生しない年もあり、発生件数も多くはないものの、なくなる状況です。明確に「不調」と位置づけられない場合でも、潜在的に里親と里子間、里親と児童相談所間の関係悪化が一因となって措置解除に至るケースも想定されます。要因としては、マッチングの不十分さと、里親家庭への支援の不足が挙げられます。

② フォスタリング実施機関数

啓発や研修については外部のフォスタリング機関に委託して実施していますが、一部にとどまり、また、里親支援の大部分は個別ケース対応として児童相談所が担っていますが、十分に支援が行き届かない状況です。

③ 里親支援専門相談員数

乳児院に1名、2つの児童養護施設に各1名の3名を配置していますが、県東部に偏っています。おはなし会や里親間・里子間交流、里親宅訪問など、里親の新規登録促進や里親支援の活動を行っていますが、県東部での活動が多く、県西部への展開が求められます。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

表4

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	里親支援センターの設置数	0	1	1	1	1	1	1	1
② 評	民間フォスティング機関の設置数 ※里親支援専門相談員配置施設を含む。	6					6	0	
③	児童相談所における里親等支援体制の整備	里親養育支援児童福祉司 4人					ウに記載	ウに記載	
④ 評	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数(人)	0	5	5	5	5	5	5	5
⑤ 評	《県独自目標・指標》 里親養育の不調(世帯数)	1	0	0	0	0	0	▲1	
⑥ 評	《県独自目標・指標》 レスパイト・ケア利用件数	5	6	7	8	9	10	5	

ウ 資源の整備・取組方針等

① 里親支援センターの設置数

包括的な里親・ファミリーホームの支援機関として、県では令和7年度に、新たに里親支援センターを設置します。里親支援センターは、施設に配置された里親支援専門相談員や、児童相談所、市町村、施設、医療機関、教育機関とも連携をとり、役割分担をしながら、里親登録前から、里子自立後までの、継続的な里親(ファミリーホーム)・里子のための相談先・支援拠点として機能します。

② 民間フォスティング機関の設置数

啓発や研修など一部の事業委託を除いて、里親支援機能を里親支援センターに集約します。

196
197 ③ 児童相談所における里親等支援体制の整備

198 里親登録や里親等委託の措置は行政権限の行使であるため、最終的な責任は県
199 (児童相談所)にあります。また、委託中はこどもの状況の把握や実親との交流等も含
200 め、児童相談所が中心となってケースマネジメントを行う必要があります。

201 こどもが里親家庭においてより安定して適切に養育されるよう、各児童相談所には
202 引き続き里親養育支援児童福祉司を配置します。里親養育支援児童福祉司は、ケー
203 スワーカーとの役割分担と十分な連携の上で里親支援に当たるとともに、支援の拠点
204 となる里親支援センターと里親支援専門相談員、各ケースに関わる市町村や関係機
205 関等との連携・調整を図ります。

206 ④ 必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

207 コロナ禍前に各施設で受け入れていた養育体験や養育ボランティアが再開されつつ
208 あります。県では、こうした機会が増えるよう支援したり、積極的に PR したりすること
209 で、任意研修の推進に取り組みます。特に未委託里親のトレーニングの機会として子
210 育て短期支援事業のほか保育ボランティアやファミリーサポートなど市町村が実施する
211 事業も活用しながら里親の育成を図ります。

212 また、専門的なトレーニングによって実際の養育に必要なスキルやコツを身につける
213 ことで安心して養育に当たることができたり、里親が自身の養育スキルを振り返ること
214 でより豊かな里親養育が展開できたりする可能性があります。県や里親支援センター
215 は様々な研修情報を幅広く提供し、積極的にスキルアップ研修の開催や、研修受講の
216 支援に取り組みます。

217 ⑤ 里親養育の不調

218 引き続き、里親養育の不調がなくなることを目指すとともに、里親養育の不調が生じ
219 た際は、可能な範囲でその背景・要因等を検証し、その後の不調の減少・予防に生か
220 すよう努めます。

221 養育にあたっては、児童相談所や里親支援センターによる支援だけでなく、里親・里
222 子間の相互交流を促進することが相互支援にもつながるため、県では里親会が主催
223 する里親交流イベント等の実施を促進・支援します。こうした顔の見える関係を広げる
224 ことで、養育の相談や課題の共有をしやすくし、養育の負担感の軽減を図ります。

225 ⑥ レスパイト・ケアの利用件数

226 里親養育の不調を予防する一つの手立てとして、レスパイト・ケアの利用が有効です。
227 里親・里子の双方の気持ちの切り替えやリフレッシュのために、前向き・積極的な利用を
228 増やしていくことが、安定的な養育につながります。児童相談所のほか、里親支援セン
229 ターや里親支援専門相談員も、それぞれに里親研修やマッチング、委託の決定、委託後の
230 支援、里親間交流など、あらゆる機会を通じて、レスパイト・ケア活用の有効性について
231 説明するなど、里親に対して積極的に利用を促し、利用件数の増加を目指します。

232 レスパイト・ケア利用が増加するためには、レスパイト・ケア時の里親・里子への心理的
233 支援の実施など、レスパイト・ケアの内容の充実も含め、里親が利用したいと思えるレス
234 パイト・ケア体制の整備が必要です。さらに、緊急的な短期預かりが可能な里親の状況
235 把握や、施設における受け皿確保など、地域ごとのレスパイト・ケア体制の整備にも取り
236 組みます。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

全体目標②

乳児院や児童養護施設などでは、「できる限り良好な家庭的環境」でこどもを養育できるよう、施設の小規模かつ地域分散化を着実に進めます。さらに、これまで培ってきた専門性を十分に地域で生かすために、高機能化・多機能化を図るとともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」として、それぞれの施設の特色や強みを生かした機能転換についても検討していきます。

さらに、代替養育を必要とするこども数が減少し、里親等委託の推進によって、施設で養育が必要なこども数が減少すると見込まれます。一方で、代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることがないように、十分な受け皿を確保することに留意し、施設が社会的養育の「最後の砦」としての役割が果たせるように、検討していきます。

(1) 施設で養育が必要なこども数の見込み

施設で養育が必要なこども数の見込みは、策定要領に基づき下記の通り算出しています。

「施設で養育が必要なこども数の見込み(表1と表2)」は、「各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み(表 A)」から「里親等委託が必要なこども数の見込み(表 B と表 C)」を引いて求めます。なお、国が示した里親等委託が必要なこども数の算定方法は 2 種類あり、それぞれ計算すると次ページの表 B と表 C となります。

表 A 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み(P22)

表 B 里親等委託が必要なこども数の見込み(P34 算式 1 里親等委託率 52.9%)

表 C 里親等委託が必要なこども数の見込み(P34 算式 2 里親等委託率 43.0%)

表 A－表 B ＝ 施設で養育が必要なこども数の見込み(里親等委託率 52.9%)

表 A－表 C ＝ 施設で養育が必要なこども数の見込み(里親等委託率 43.0%)

表 A 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み【再掲】

年度		R6.5月		R7		R8		R9		R10		R11	
児童人口		98,644		96,341		93,522		90,703		87,884		85,065	
代替養育を 必要とする こども数	措置児童数	158	242	156	238	152	231	147	224	142	217	138	210
	潜在児童数	84		82		79		77		75		72	
内 訳	3歳 未満	措置児童数	31	19	30	19	29	18	28	17	27	17	27
		潜在児童数		11		10		10		10		10	
	3歳 以上 就学前	措置児童数	35	23	35	22	34	22	33	21	32	20	31
		潜在児童数		12		12		11		11		11	
	学童期 以降	措置児童数	176	114	173	111	168	107	163	104	158	101	152
		潜在児童数		59		57		56		54		51	

表 B 里親等委託を必要とするこども数(算式1 里親等委託率 52.9%)【再掲】

年度		R6.5月	R7	R8	R9	R10	R11
里親委託を必要とする こども数		128	127	122	118	115	110
内 訳	3歳未満	16	16	15	15	14	14
	3歳以上就学前	19	19	18	17	17	16
	学童期以降	93	92	89	86	84	80

表 C 里親等委託を必要とするこども数(算式2 里親等委託率 43.0%)【再掲】

年度		R6.5月	R7	R8	R9	R10	R11
里親委託を必要とする こども数		104	102	99	96	94	90
内 訳	3歳未満	13	13	12	12	12	12
	3歳以上就学前	15	15	15	14	14	13
	学童期以降	76	74	72	70	68	65

B(算式1 里親等委託率 52.9%)及び C(算式2 里親等委託率 43.0%)の里親等委託率の違いについて、B は、施設への措置年数が一定期間以上のこどもを里親等委託すると仮定して計算しています。一方、C では、施設に入所もしくは在宅のこどものうち、各児童相談所において、こどもの特性などを考慮して里親等委託が適当と考えられる子どもを対象に計算しています。

本計画において「施設で養育が必要なこども数」の「施設」とは、乳児院、児童養護施設のこどもをいいます。

43 表 A－表 B で算出

44 表 1 【算式1 里親等委託率 52.9%】施設で養育が必要なこども数

番号			計画期間											
			R6.5 月(※)		R7		R8		R9		R10		R11	
①	施設で養育が必要な こども数(3歳未満)	措置	16	16	9	14	9	14	8	13	8	13	8	13
		潜在	-		5		5		5		5		5	
②	施設で養育が必要な こども数(3歳以上の 就学前)	措置	10	10	11	16	10	16	11	16	10	15	10	15
		潜在	-		5		6		5		5		5	
③	施設で養育が必要な こども数(学童期以 降)	措置	86	86	54	81	52	79	51	77	49	74	48	72
		潜在	-		27		27		26		25		24	
合計		措置	112	112	74	111	71	109	70	106	67	102	66	100
		潜在	-		37		38		36		35		34	

45

46 表 A-表 C で算出

47 表 2 【算式 2 里親等委託率 43.0%】施設で養育が必要なこども数

番号			計画期間											
			R6.5 月(※)		R7		R8		R9		R10		R11	
①	施設で養育が必要な こども数(3歳未満)	措置	16	16	11	17	11	17	10	16	10	15	10	15
		潜在	-		6		6		6		5		5	
②	施設で養育が必要な こども数(3歳以上の 就学前)	措置	10	10	13	20	13	19	13	19	12	18	12	18
		潜在	-		7		6		6		6		6	
③	施設で養育が必要な こども数(学童期以 降)	措置	86	86	65	99	64	96	61	93	59	90	58	87
		潜在	-		34		32		32		31		29	
合計		措置	112	112	89	136	88	132	84	128	81	123	80	120
		潜在	-		47		44		44		42		40	

48 (※)R6.5 月のこども数は、差し引きした数ではなく、表 1, 表 2 とも施設に措置した人数(実績)を記載

49

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

表3は、前回の計画における「施設で養育が必要なこども数」を示しています。令和11年度の推計では119人に対し、令和5年度末実績が107人でした。数字だけを見ると、想定を上回るペースで減少しているように見えますが、措置人数は年間を通じて変動し、年度末は若干減少する傾向があることや、令和11年度の119人は年間のうち最大の措置人数に対応できるよう推計されていることなどが考えられます。

表3 施設で養育が必要なこども数(前回計画の指標)

	前回計画の指標	
	R5 年度末 (実績)	R11 年度 (指標)※
乳児院	19	11
児童養護施設	88	108
安来学園	26	-
双樹学院	41	-
聖喤寮	21	-
計	107	119

※前回計画における「代替養育が必要なこどもの見込み」から「里親等委託が必要なこども数の見込み」を減じて算出された推計値

表4は、前回計画における「施設で養育が必要なこども数を踏まえた施設規模」を示しています。乳児院と児童養護施設をあわせた施設定員合計は、令和11年度の推計が175人に対し、令和元年度と令和5年度末の実績がそれぞれ200人と変動はありません。

しかしながら、今回の計画策定において、各養護施設では、施設養育が必要なこども数の見込みと施設小規模化の改修等に併せて定員を縮小する予定です。また、里親へのレスパイト・ケア、子育て短期支援事業の実施などの多機能化も考慮し、令和11年度には乳児院を含めて150人となる見込みです。

施設の利用者(※)については、前回計画における令和11年度推計が171人のところ、令和5年度末時点の実績は113人でした。年度末は措置人数が減少する時期でもあり、推計した人数をかなり下回っています。一方で、前回計画では計上はしていませんが、市町村が実施する家庭支援事業等による施設利用が一定程度見込まれるため、今回計画ではこの数も考慮しておく必要があります。

表4 施設で養育が必要なこども数を踏まえた施設規模(前回計画の指標) (単位:人)

	前回計画の指標					今回計画 策定時の 状況
	定員			利用者(※)		定員
	R1 年度 (実績)	R5 年度末 (実績)	R11 年度 (指標)	R5 年度末 (実績)	R11 年度 (指標)	R11 年度 (指標)
乳児院	30	30	30	22	27	30
児童養護施設	170	170	145	91	144	120
安来学園	60	60	60	27	-	42
双樹学院	60	60	50	42	-	36
聖煌寮	50	50	35	22	-	42
計	200	200	175	113	171	150

(※) 施設で養育が必要なこども数、乳児院(3歳以上)、児童養護施設(3歳未満)、一時保護、18歳以上の措置延長を合算した人数

表5は、前回計画における評価指標である、「小規模または地域分散化された施設(※)の入所こども数」の一覧です。小規模または地域分散化された施設の入所こども数については、前回計画策定時の令和元年度の実績が61人、令和11年度の目標が127人に対し、令和5年度末では87人となっています。

さらに、小規模または地域分散化された施設入所こども数の定員全体に占める割合でみると、前回計画策定時の令和11年度(目標)が72.6%に対して、現状では令和11年度(予定)には100.0%となり、全ての施設において小規模または地域分散化などに取り組む予定です。

表5 前回計画の評価指標及びその実績等(前回計画の評価指標) (単位:人)

	前回計画の指標			今回計画 策定時の 状況
	R1 年度 (実績)	R5 年度 (実績)	R11 年度 (目標)	R11 年度 (指標)
施設で養育が必要なこども数(施設定員)	200	200	175	150
施設種別ごとの小規模または地域分散化(※1) された施設の入所こども数	61	87	127	150
乳児院	10	30	20	30
小規模化(施設内、敷地内)	10	30	20	30
地域分散化	0	0	0	0
児童養護施設	51	57	107	120
小規模化(施設内、敷地内)	39	45	95	96
地域分散化	12	12	12	24
小規模または地域分散化(※)されていない施設 の入所こども数	139	113	48	0

(※) 前回計画では「小規模かつ地域分散化された施設」と表記してあるが、その内容は「施設内小規模または地域分散化小規模施設」という意味で用いられていることから、今回計画では「小規模または地域分散化施設」という表記とする。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

県では、平成27年度に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」を契機に、乳児院や児童養護施設等において計画的に施設の小規模化や地域分散化が進められてきました。

表6の1は、小規模かつ地域分散化した施設(分園)数とそこに入所する児童数を示しています。児童養護施設において、令和9年度に2か所(それぞれ定員6人)新たに整備される計画となっています。

表6の1 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(小規模化等)

番号	資源	施設 種別	現在の 整備・ 取組 状況 (A)	定量的な整備目標					資源 の 必要 量等 (B)	整備 すべ き 見込 量 (B)- (A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	小規模かつ地域分散化した施設(分園)数	児童養護	2	2	2	4	4	4	2	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
② 評	小規模かつ地域分散化した入所児童数(人数) (①の入所定員)	児童養護	12	12	12	24	24	24	12	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	

次ページ、表6の2は、養育機能強化のための加配職員に関する現状及び整備すべき見込量等です。措置費の加算は、人員配置基準以上に専門的な知識を持つ者を配置し、十分な人員によって質の高いサービスを提供することを評価するために行われています。

すべての施設において必要に応じて加配職の配置がなされていますが、計画期間内には児童養護施設2施設において、新たに1名ずつ自立支援担当職員(③の3)の配置が計画されています。

132 表6の2 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(養育機能強化のための加配)

番号	資源	施設 種別	現在の 整備・ 取組 状況 (A)	定量的な整備目標					資源 の 必要 量等 (B)	整備 すべ き 見込 量 (B)- (A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
③ の 1 評	養育機能強化のための専門職 【家庭支援専門相談員】の 加配施設数	児童 養護	1	1	1	1	1	1	0	
		乳児 院	0	0	0	0	0	0	0	
		心理 治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立 支援	0	0	0	0	0	0	0	
	養育機能強化のための専門職 【家庭支援専門相談員】の 加配職員数(人数)	児童 養護	1	1	1	1	1	1	0	
		心理 治療	1	1	1	1	1	1	0	
③ の 2 評	養育機能強化のための専門職 【心理療法担当職員】の 加配施設数	児童 養護	3	3	3	3	3	3	0	
		乳児 院	1	1	1	1	1	1	0	
		心理 治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立 支援	1	1	1	1	1	1	0	
	養育機能強化のための専門職 【心理療法担当職員】の 加配職員数(人数)	児童 養護	3	3	3	3	3	3	0	
		乳児 院	1	1	1	1	1	1	0	
		心理 治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立 支援	2	2	2	2	2	2	0	
③ の 3 評	養育機能強化のための専門職 【自立支援担当職員】の 加配施設数	児童 養護	0	0	1	2	2	2	2	
		乳児 院	0	0	0	0	0	0	0	
		自立 支援	0	0	0	0	0	0	0	
		心理 治療	0	0	0	0	0	0	0	
		自立 支援	0	0	0	0	0	0	0	
	養育機能強化のための専門職 【自立支援担当職員】の 加配職員数(人数)	児童 養護	0	0	1	2	2	2	2	

133

134

表6の3は、養育機能強化のための事業実施に関する現状及び整備すべき見込量等を示しています。現在、児童心理治療施設において家族療法事業が行われていますが、今後、児童養護施設1施設において親子支援事業(④の1)(※)の実施を検討していきます。

表6の3 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(養育機能強化のための事業)

番号	資源	施設 種別	現在の 整備・ 取組 状況 (A)	定量的な整備目標					資源 の 必要 量等 (B)	整備 すべ き 見込 量 (B)- (A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
④ の 1 評	養育機能強化のための事業 【親子支援事業】の 実施施設数	児童 養護	0	0	1	1	1	1	1	
		乳児 院	0	0	0	0	0	0	0	
		心理 治療	0	0	0	0	0	0	0	
		自立 支援	0	0	0	0	0	0	0	
④ の 2 評	養育機能強化のための事業 【家族療法事業】の 実施施設数	児童 養護	0	0	0	0	0	0	0	
		乳児 院	0	0	0	0	0	0	0	
		心理 治療	1	1	1	1	1	1	0	
		自立 支援	0	0	0	0	0	0	0	

(※)親子支援事業とは、施設が市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う事業

表6の4は施設の多機能化のための事業に関する現状及び整備すべき見込量等を示しています。現状では、市町村から家庭支援事業を委託されているのは、児童養護施設3施設と乳児院となります。

児童家庭支援センターと里親支援センターについては、現在、県内に設置はありませんが、児童家庭支援センターは、令和10年度に児童養護施設において1か所の設置を目指して検討していきます。また、里親支援センターは令和7年度に乳児院において設置されます。

さらに、母子生活支援施設においても、令和7年度から市町村の子育て短期支援事業の委託を進めていきます。

表6の4 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等(施設の多機能化のための事業)

番号	資源	施設種別	現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
⑤ 評	一時保護専用施設の整備施設数	児童養護	0	0	0	0	0	0	0	
		乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
		心理治療	0	0	0	0	0	0	0	
		自立支援	0	0	0	0	0	0	0	
⑥ 評	児童家庭支援センターの設置施設数	児童養護	0	0	0	0	1	1	1	
		母子支援	0	0	0	0	0	0	0	
⑦ 評	里親支援センター、里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数	児童養護	0	0	0	0	0	0	0	
		乳児院	0	1	1	1	1	1	1	
⑧ 評	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	乳児院	0	0	0	0	0	0	0	
		母子支援	0	0	0	0	0	0	0	
⑨ 評	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(子育て短期支援事業)	児童養護	3	3	3	3	3	3	0	
		乳児院	1	1	1	1	1	1	0	
		心理治療	0	0	0	0	0	0	0	
		母子支援	0	1	1	1	1	1	1	

ウ 資源の整備・取組方針等

(ア) 児童養護施設

児童養護施設は、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行っています。そして、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援する機能があります。

令和5年に子ども家庭庁が行った「児童養護施設入所児童等調査の概要(※)(以下、児童養護施設入所児童等調査という。)」によると、児童養護施設において虐待経験がある子どもは71.7%(前回調査(平成30年)では65.6%)、何らかの障がいを持つ子どもが42.8%(前回36.7%)と増加しています。このことから、専門的なケアの必要性が一層高まっています。

【双樹学院】

双樹学院では、現在の定員が60名、本体内に小規模グループケアが1施設、敷地内小規模グループケアが2施設となっています。令和8年度から全面小規模化に着手し、令和10年度からは定員を36名とする計画です。なお、施設の多機能化の取組として、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)、ふくしなんでも相談窓口(市社会福祉法人連絡会事業)の設置など、地域の福祉ニーズに応えています。

また、子どもの年齢や発達、興味関心に応じて、体育館での運動や職員による音楽療法、学習支援、ボランティアによる読み聞かせや川柳、工作、乗馬、ピアノ、絵画など、子ども一人ひとりの遊びや学びの場の確保を積極的に行っています。さらに、地域の行事への参加を通じて地域の人々と交流することで、社会で必要なルールを学んでいます。

(※)児童養護施設入所児童等調査の概要(令和5年2月1日現在) 子ども家庭庁支援局家庭福祉課 子ども家庭庁支援局障害児支援課(令和6年2月)

207 【安来学園】

208 安来学園では、現在の定員が60名、本体内に小規模グループケアが2施設、小規模地域
209 分散化施設が1施設となっています。しかし、令和9年度からは本体内の小規模グループケア
210 を4施設、小規模地域分散化施設が3施設で、定員を42名とする予定です。また、自立支援
211 担当職員(加配)の配置とともに、児童家庭支援センターの設置や社会的養護自立支援拠点
212 事業の実施を検討するなど、多機能化も進めています。

213
214 さらに、各グループでは誕生会を催し、こどもと対話をしながら、生まれてきたことを職員と
215 一緒に喜んでいきます。また、「安来学園安全委員会」の取組みを通して、暴力防止だけでなく、
216 個々のこどもたちが意見を言いやすい、こどものアドボカシーが行える環境を整備して、こど
217 も達から生活の悩み等も含め、広く聞き取りが行われています。

218
219 【聖煌寮】

220 聖煌寮においては、施設の建替・改修が行われ、定員が50名から令和6年度末には42名
221 となりました。また、本体での小規模グループケアが6施設、小規模地域分散化施設が1施設
222 となり、全面小規模となりました。さらに、令和8年度には「親子統合支援室」において、自立
223 支援担当職員(加配)を配置し、児童自立生活援助事業を実施するとともに、親子支援事業
224 を行うなど機能強化を図る予定です。

225
226 また、聖煌寮は、長い歴史を持つ地域の児童養護施設として、地域行事への参加や地域
227 の石見神楽団への参加を通じて、こどもから大人まで多くの人との交流を行っています。地
228 域からの温かい見守りのほかにも地元の小中学校、医療機関等との連携会議による情報共
229 有を行い、こども達の養育・支援に役立てています。さらに島根県立大学、島根県臨床心理
230 士・公認心理師協会の講師によるスーパーバイズを通じて、こどもへの対応方法や専門性、
231 職員の資質の向上に取り組み、こども一人ひとりの個性や特性等を理解した養育・支援等
232 を行っています。

233
234 (イ) 乳児院

235
236 乳児院では、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育しています。児童養護施設入所
237 児童等調査によると、乳児院においては虐待経験があるこどもが 50.5%(前回 40.9%)で
238 あり、施設におけるこどもへの専門的ケアに加え、保護者支援や退所後のアフターケアを含
239 む親子関係再構築支援の重要性が増しています。

240
241 【松江赤十字乳児院】

242 松江赤十字乳児院では、計画的に養育体制の小規模化が進められ、令和5年度にはグル

一プケア5ユニット定員30名の小規模ユニットへ全面移行しました。施設では、誕生会やお出掛け、買い物、クッキング等、家庭的な雰囲気での養育・支援が行われています。さらに令和7年度は、里親支援センターを開設し、多機能化を進める予定です。また、従前から子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て支援センター運営による育児サロンや育児電話相談、食事相談等を実施し、地域の子育てに関する取組みや乳児院としての専門的知識を活用した交流が行われています。

加えて、サービス向上委員会を設置し、苦情や要望に対して適切に対応・検討し、入所児等の権利擁護に努めるとともに、養育委員会、教育委員会、衛生・環境委員会等を設置し、年間事業計画を策定するなど、組織運営を支える体制を整備しています。

(ウ) 児童心理治療施設及び児童自立支援施設

県内の児童心理治療施設・児童自立支援施設における令和6年度5月時点の措置人数は表7のとおりです。

表 7 施設で養育が必要なこども数(児童心理治療施設・児童自立支援施設)

番号	施設	現在の状況
		R6
④	児童心理治療施設の入所こども数	14
⑤	児童自立支援施設の入所こども数	14

児童心理治療施設は、家庭や学校、地域などで心理的あるいは環境的な要因でつまずきや混乱を生じたこどもが短期間入所し、こころの健康を取り戻し、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設です。

【児童心理療育センターみらい】

児童心理療育センターみらい(以下、みらい)では、こども一人ひとりの特性に適応した心理療法(個人心理療法、集団心理療法、遊戯療法、箱庭療法)や「セカンドステップ」「アニマルセラピー」などを取り入れています。セカンドステップレッスンのファシリテーター資格を取得し、問題解決に向けた前向きな意識やコミュニケーション力を向上させるための治療・支援が実施されています。一方で、平成22年度の開設時と比べると、入所を必要とするこどもの年齢や特性に変化がみられるため、施設における対応や退所後の適応状況について、県(児相)とみらいでの検証を実施する必要もあります。また、みらいに入所している小中学生は、

隣接する県立出雲養護学校みらい分教室に通っていますが、こどもの状況に配慮した学習環境の提供について、県(児相)と教育委員会での検討が必要です。

児童自立支援施設は、不良行為を行ったり、行うおそれのあるこども、さらに家庭環境などの理由から生活指導等を必要とするこどもが入所し、個々のこどもの特性に応じた必要な指導や自立支援の実施が中心となる施設です。しかし、現在では、被虐待体験や発達障がいを抱えるこどもの入所が増加しているため、個別支援や心理治療など、高度で専門的なケアを提供するための人員配置が求められています。加えて、年長児童(中卒児童)の自立支援、学校教育、アフターケア機能など自立支援機能の充実も目指しています。

【わかたけ学園】

わかたけ学園では、令和5年3月に新寮舎の施設整備を行い、定員を48名から35名(男子寮3棟、女子寮1棟)とする小規模化を進め、寮舎は、こどものプライバシーを守りつつ死角を減らして、こどもと職員が相互に存在を確認しやすい構造になっています。また、施設の高機能化を進めるため、心理司及び心理療法士、栄養士、保健師等を配置し、それぞれの専門的な立場からこどもへの支援が出来る体制を整えています。さらに、入所しているこどもは、敷地内に併設された松江市立来待小学校、宍道中学校の大野原分校に通っています。

なお、児童心理治療施設及び児童自立支援施設においては、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等を踏まえて、国において、多機能化・高機能化の在り方について施設の運営や新たな設置(改築)に関する方向性が示される予定です。

今後は、国の方向性や各施設における実情、地域のニーズ等に基づき、高機能化や多機能化、さらには小規模化・地域分散化についての検討を進めることとします。

(エ) 母子生活支援施設

母子生活支援施設とは、DV 被害に限らず、虐待、障がい、親子関係の問題、生活困窮、不安定な家庭状況など様々な生活上の困難を抱える母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができる生活施設です。さまざまな事情で入所された母親とこどもに対して、心身と生活が安定するために相談・援助を進めながら自立を支援しており、県内には島根東光学園があります。

【島根東光学園】

島根東光学園では、母子生活支援施設として、ひとり親支援の重要な役割を担っています。施設には様々な事情を抱えた母子家庭の方が入所し、自立を目指して母と子が一緒に生活しています。施設職員は母と子の願いを尊重し、その思いに寄り添いながら、心身ともに安定

した生活を送ることができるよう支援しています。平成28年には各居室に風呂、トイレ、キッチンを備えたオール電化の施設に改築し、より便利で快適な生活を提供できるようになりました。また、県内だけでなく県外からの広域入所にも柔軟に対応しています。

母子家庭については、県が行った「令和5年度島根県ひとり親家庭等実態調査」において、母親自身の年間就労収入が、250万円未満の方が母子家庭のうち58.5%を占めており、厳しい状況となっています。また、困っていることについては、経済面(77.5%)、こどもの進学や就職(45.9%)、仕事(29.5%)、自分や家族の健康(病気)(27.9%)、こどもの世話(21.0%)、養育費(21.9%)、住宅(19.7%)となっており(複数回答)、ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、就業支援を中心として、子育て・生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策を実施していく必要があります。

また、児童養護施設入所児童等調査によると、全国の児童養護施設に措置されていることのうち、保護者が実母のみのこどもの割合が48.5%で、母子家庭のこどもが半数近くを占めています。

このように、母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況の中、児童相談所・女性相談センターと市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進み、母と子が安全かつ安心な環境で一緒に生活しながら必要な支援を受けられるように、児童相談所・女性相談センターや市町村に対して、担当者会議など様々な機会を捉えて、働きかけていきます。

さらに、母親の心身の状況、こどもの養育環境その他の状況において、こどもと共に母親に対して短期の支援を行うことにより、母子にとって福祉の向上を図ることができる場合もあります。そのため、島根東光学園において令和7年度から市町村が行う子育て短期支援事業の実施について、検討を進めます。

(オ) 地域支援・在宅支援の充実について

施設では、相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても重要な役割を担っています。令和4年の児童福祉法改正を受け、令和6年度から子育て短期支援事業の支援対象がショートステイでは母子から親子へ、トワイライトステイでは児童から親子へと拡大されたこともあり、施設においては市町村のニーズに合わせて家庭支援事業に一層取り組んでいく必要があります。

(カ) 施設等における人材確保・人材育成について

人材確保のため、ハローワーク、福祉人材センター、ホームページでの求人掲載などを活用している施設もありますが、雇用につながりにくい厳しい状況にあります。しかしながら、施設の小規模化や多機能化、高機能化を進める際には、それを担う人材の確保が重要となってきます。

そのため、施設等での勤務を希望する学生等や過去に施設での勤務経験がある者、社会的養護の分野に関心のある者等に対して、施設等で働く魅力や社会的養護の基礎的な知識等を広める必要があります。具体的には、施設等のWEBサイトやSNS等を活用した広報啓発の実施や、職場体験、施設見学会、職員による仕事のやりがいなどを説明する座談会などを実施し、施設等やその業務内容に対する理解促進を図ることが重要です。また、職員の処遇改善など、様々な手段を活用した人材確保に向けた取組が必要です。

さらに、施設等で生活することもにとっては、安心かつ安定した、できるだけ良好な家庭的環境が必要です。職員との関係性の構築や、施設の組織力の向上、専門性の蓄積を図るためには、職員の定着が不可欠です。職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパスの整備、オンライン等によるピアサポートの情報の提供など、全ての職員のレベルアップやバーンアウトを防ぐ取組も必要です。

県では、民間の施設等職員の処遇改善のため、児童養護施設や乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に対して、民間施設給与等改善費等の算定対象となる研修を実施し、施設職員の資質及び専門性の向上を図っています。今後も、処遇改善に資する研修等の実施や、人材確保、人材育成に関して、各施設等からの意見を基に検討を行っていきます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 全体目標②・③

令和4年改正児童福祉法により、新たに都道府県が行わなければならない業務として、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な支援の実施が明確化されました(※1)。

「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」によると社会的養護経験者等とは、里親・ファミリーホームへの委託や、児童養護施設等への入所の措置等を経験した者だけでなく、施設等入所措置等の経験がなくても、例えば、児童相談所に一時保護をされたが入所等措置には至らなかった者、児童福祉法第26条第1項第2号(※2)又は第27条第1項第2号(※3)に規定される指導が行われていた者、さらに、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者等からの虐待を受けていながら当該虐待が顕在化せず公的な支援につながらなかった者を含むとされています。

社会的養護経験者は、親からの虐待だけでなく、親の経済的困難、精神疾患などによって、自らの家庭に頼ることができなかつたり、自立後もしくは成人した後も精神的又は経済的に不安定な状況におかれ、困難を抱えることが多くなっています。

(※1)児童福祉法第11条(抜粋) 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

(※2)児童福祉法第26条第1項第2号 (児童相談所長は、)児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。

(※3)児童福祉法第27条第1項第2号 (都道府県は、)児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

国の策定要領に基づき自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込みを推計するとともに、社会的養護経験者等の実情と支援ニーズを把握するための検討を行います。

ア 見込み

表 1 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み

番号	見込み	現在の状況	計画期間				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
①	自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	7	12	21	8	19	14
	上段 当該年度中に18歳になる児童数 下段 翌年度4月1日現在措置延長となる児童数	3	3	1	2	4	2

表1は、児童相談所が里親・ファミリーホームや各施設に措置しているこどものうち、当該年度に18歳になるこどもの数(上段)と、それらのこどものうち翌年度4月1日現在において措置延長となる見込み数(下段)を策定要領に沿ってまとめたものです(潜在児童数は含まれません)。

これによると、高校卒業後も大学などへの進学や、就職後の新生活に慣れるまでの間、また本人に障がいがある等の理由によって自立可能な状況が整うまでの間など、措置延長が必要となるこどもが、毎年度、一定数いると見込まれます。

児童相談所運営指針に基づき、児童相談所は、施設長および関係機関の意見を聞き、あらかじめこども、保護者等の意向を確認するとともに、こども等の状況を再判定した結果、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間に措置延長することが適当と判断された場合には、所在期間の延長を行います。特に、こどもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる下記(※4)の場合には、積極的に所在期間の延長を行います。

- ①大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ②就職または福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童
- ③障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

(※4)児童養護施設等および里親等の措置延長等について(H23.12.28 雇児発 1228 第2号)

イ 取組方針

県が行うべき業務である社会的養護経験者等の実情把握のためには、当事者である社会的養護経験者をはじめ、児童相談所や市町村(こども家庭センター)、児童養護施設、里親等や就労支援機関等の関係機関による社会的養護自立支援協議会を設置し、国の自立支援にかかるガイドラインや事業実施要綱、国や他都道府県で行った実情把握調査等も参考にしながら、社会的養護経験者等の実情と支援ニーズを把握するための検討を行います。

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

令和4年改正児童福祉法により、「児童自立生活援助事業」の年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されました。これらの事業の実施を含め、社会的養護経験者等の自立支援体制の強化に向けた検討を進めていく必要があります。

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

里親等委託や児童養護施設等に入所措置されているこどもたちが、措置解除後に自分の力で生活していくために、里親や児童養護施設等では生活習慣の改善や、メンタルケアなどの心理的な支援と併せて、学習支援の実施や自立支援計画の策定によって、学校選択や就労に関する助言を行っています。また、県では必要に応じて自立支援資金の貸付や、就職または住居を借りる場合の身元保証などの支援を行っています。

ほかにも、義務教育終了後の措置解除予定者のうち、高校、大学等に就学中、進学予定、就職活動中などのやむを得ない事情により支援が必要な場合には措置延長を実施しています。

以下、各施設等における退所したこどもへの具体的な取り組みを記載します。

双樹学院では、退所に当たって親子宿泊交流や転居などの手続き、家事等の自立に向けた必要な支援、退所後の個別のアフターケア、退所者交流会(成人を祝う会など)のほか、生活上の困りごと等に関する相談窓口を開設し、必要に応じて他機関との連携を行っています。

安来学園では、退園後もこどもとの交流を実施し、相談先の紹介を行っています。アフターケアは担当者を中心に概ね1年間行われています。

聖豊寮では、退寮後に県外へ出たこどもを、転居先の相談窓口につなげたことがあります。このようなアフターケアは、家庭支援専門員や担当者が中心となり、概ね1年間実施しています。このほか、退寮後のこども達の交流会も行っており、退寮生が度々来寮し、近況報告を行っています。

みらいでは、退所後は家庭支援専門相談員を中心に、退所後1年間は3ヶ月に一回程度アフターケア(電話、訪問、来所面談等)を行い、こどもの近況把握に努めています。また退所後2～5年経過した退所者より、電話による相談や来所しての近況報告が寄せられています。

わかたけ学園では、退所時に退所後支援計画を作成して、電話や訪問によるアフターケアを実施しています。また退所後数年経過してから、こどもが職員を訪ねて来園することもあります。

自立援助ホームである雪舟ホームでは、当該ホームだけでなく、里親・ファミリーホームや児童養護施設等に措置または退所したこどもが利用できる相談窓口を設置しており、生活上の困りごとなどに関する相談を受けたり、必要に応じて他機関との連携や付き添いなどの支援を行っています。

表2 評価指標(前回計画の評価指標)

項目	前回計画の評価指標		
	R1 年度 (実績)	R5 年度 (実績)	R11 年度 (目標)
社会的養護自立支援事業の実施率	未実施	・生活支援事業を実施 (2施設 2里親) ・相談支援事業を実施 (4施設)	事業実施を検討
代替養育経験者のフォローアップの状況	①児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 ②児童養護施設等入所児童自立支援事業の実施 ③身元保証人確保対策事業の実施 ④児童自立生活援助事業の実施	①実施(1件) ②実施(3施設) ③実施(1件) ④実施(1か所)	事業実施を検討
自立援助ホームの実施 個所数、入居者数	・1か所 ・1名	・1か所 ・2名	1か所以上

表2は、前回計画における自立支援の評価指標です。前回計画における R11年度の目標は、「自立支援に係る事業実施を検討する」としていましたが、R5時点で全ての事業を行っ

ています。

さらに、これらの評価指標以外にも、個人や団体から「社会的養護の下で育った児童に対して、自立に係る児童本人の金銭的な負担を軽減することで円滑な自立を支援したい」との申し出を受け、頂いた寄附金を活用して運転免許取得費用や就職・進学等に係る費用など、措置費支度金等だけでは賄えない費用の給付を行っています。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

令和6年度から「児童自立生活援助事業」の支援対象者の拡大を受け、実施施設等が、自立援助ホーム以外にも児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設のほか、里親・ファミリーホームにも広がったところです。また、社会的養護経験者の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されました。

このことを踏まえ、各施設等にこれら事業の実施について意見を聞き、まとめたのが表3となります。併せて、社会的養護自立支援協議会についても、県が早期に設置するよう検討する旨を記載しました。

157 表 3 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

番号	資源等	現在の整備・取組状況 (A)	定量的な整備目標					資源の必要量等 (B)	整備すべき見込量 (B) - (A)
		R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	【自立援助ホーム】 児童自立生活援助事業の実施箇所数	1	1	1	1	1	1	0	
	【自立援助ホーム】 児童自立生活援助事業の入居人数	6	6	6	6	6	6	0	
② 評	【児童養護施設、児童自立支援施設、 児童心理治療施設、母子生活支援施設】 児童自立生活援助事業の実施箇所数	0	0	1	1	1	1	1	
	【児童養護施設、児童自立支援施設、 児童心理治療施設、母子生活支援施設】 児童自立生活援助事業の入居人数	0	0	2	2	2	2	2	
③ 評	【里親・ファミリーホーム】 児童自立生活援助事業の実施箇所数	0	1	1	1	1	1	1	
	【里親・ファミリーホーム】 児童自立生活援助事業の入居人数	0	1	1	2	2	2	2	
④ 評	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0	0	0	0	1	1	1	
⑤ 評	社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未設置	早期に設置を検討する					設置	

ウ 資源の整備・取組方針等

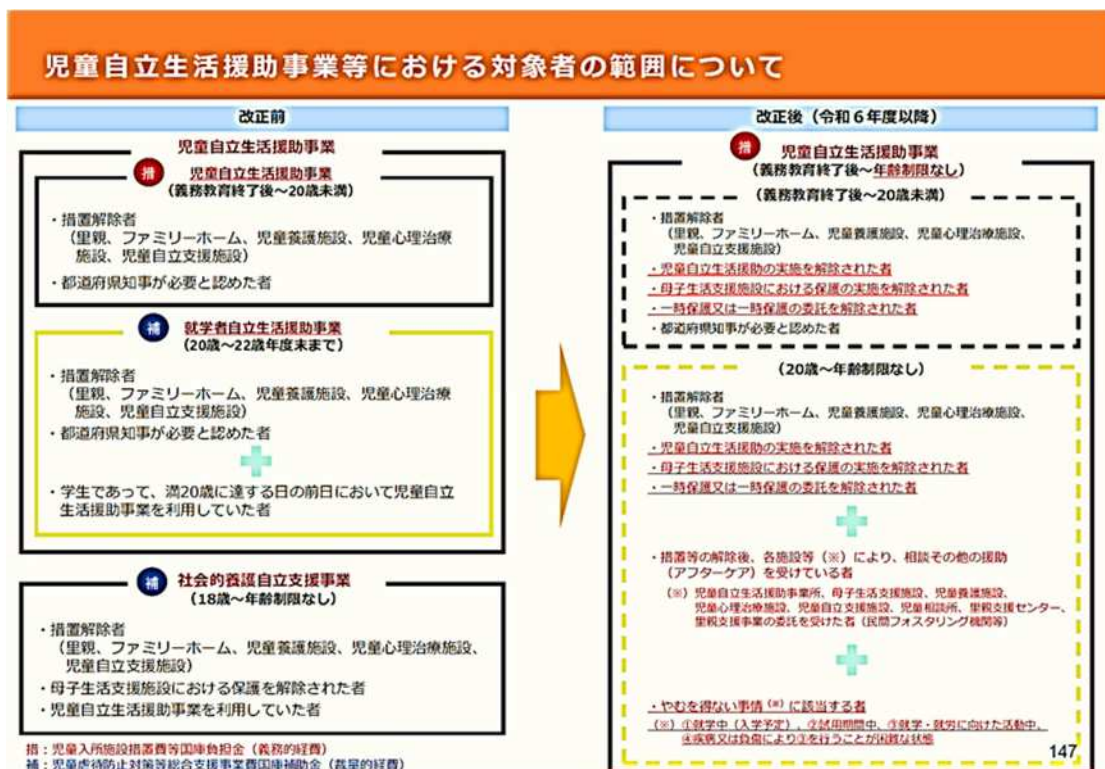
・児童自立生活援助事業について

現在は自立援助ホームが 1 か所(定員6名)ありますが、6の(1)アの表 1 によると、計画期間中に18歳となるこどもの何人かは措置延長が必要です。これらのこどもたちが20歳を超えた時点においても自立支援が必要であれば、当該事業の実施を検討することが必要です。

令和2年度に国委託事業で行われた「こども・子育て支援推進調査研究事業児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」においても、社会的養護経験者の学歴(最終学歴)は、専門学校・短期大学や4年制大学が年度を追うごとに増えており、自立する年齢が以前よりも高くなってきていることがうかがえます。

このため、児童自立生活援助事業の整備すべき見込み量として、児童養護施設(聖煌寮)では令和8年度に1か所(定員2名)、ファミリーホーム(カルマーレ)においては令和7年度に1か所(定員1~2名)の設置を検討するとともに、里親とも連携した事業実施を検討していきます。

図1 社会的養育の推進に向けて(令和6年6月 こども家庭庁支援局家庭福祉課)から抜粋



・社会的養護自立支援拠点事業について

現在、県内では社会的養護自立支援拠点事業を実施していませんが、令和10年度を目途に、児童養護施設(安来学園)において1か所の設置を検討します。なお、支援対象者には、措置解除となった者に加えて、これまで公的支援につながらなかった者なども含めることとなります。そのため、当該事業所がある地域だけでなく、SNSなども活用して県内居住または出身である社会的養護経験者等へもできる限り支援が届くように考慮する必要があります。

さらには、当該事業所には様々な関係機関との連携を行うハブ機能が期待されています。他のサービスにつなぐ必要がある者については、当該事業所が中心となり、必要な支援に適切につなぐことができるよう、関係機関との円滑な連携を図るための体制づくりを、県が設置する社会的養護自立支援協議会において、施設や里親・ファミリーホーム、社会的養護経験者、市町村等の協力を得て検討していきます。

・社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について

支援体制の整備に当たっては、社会的養護経験者等をはじめ、関係機関で組織される社会的養護自立支援協議会を設置して、社会的養護経験者等の実情及びその自立のために必要な支援ニーズが把握できるように調査の実施を検討します。また、調査結果を踏まえ、社会的養護経験者が必要な自立支援が受けられるよう、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の実施について、さらなる検討を行っていきます。

さらに、今回の社会的養護自立支援に関する制度等の改正内容が、児童相談所や施設、里親・ファミリーホーム等で共有・理解され、児童自立生活援助事業などを必要とするこどもが確実に制度につながるように県としても努めます。

11 児童相談所の強化等に向けた取組 全体目標①・②・③

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童相談所における児童福祉司等の増員や弁護士との配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進などにより、児童相談所の強化に取り組めます。

(1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組

現在、児童相談所の設置に向けて県内中核市の具体的な動きはありません。

(2) 県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

ア 前回計画の達成見込み・要因分析等

○前回計画の指標、目標値

【指標】

表1 島根県の児童福祉司等の数

(単位 人)

	現況値	目標値 R4年度末	目標値 R11 年度末
児童福祉司数	26	30 (※1)	国の配置基準を 勘案し検討
児童心理司数	18	18	
弁護士数	4 (※2)	4 (※2)	
医師及び保健師数	17 (※3)	県の職員採用計画も 勘案し検討	

(注)現況値は平成31年4月1日現在

(※1)里親支援担当児童福祉司、市町村支援児童福祉司含む

(※2)(※3)嘱託職員

(前回計画の達成見込み)

児童福祉司等の専門職員の確保については、計画的な職員採用を進めた結果、令和4年度末の目標人数は達成できています。

令和11年度末の人数についても達成できるよう、引き続き計画的な職員採用に努めます。

弁護士については、非常勤ではあるがすべての児童相談所へ配置できています。

医師については、嘱託医としてすべての児童相談所へ配置できています。

保健師については、すべての児童相談所へ正規職員の配置ができています。

(要因分析等)

専門職員の確保にあたっては、採用計画に盛り込み必要となる職員数を満たせるよう取り組んでいます。

職員採用にあたっては、インターンシップを行うなどのリクルート対策も実施し、受験者数の確保にも配慮することで必要人数を確保することができています。

イ 資源等に関する地域の現状及び整備すべき見込量等

島根県は東西に長い地形であり、その地理的な状況から児童相談所が4か所に配置されています。

そのため、各児童相談所の管轄人口は最大でも中央児童相談所の約25万人で、児童相談所運営指針で定めている「人口50万人に最低1か所程度が必要」との基準を満たしており、適正な配置と考えられます。

児童福祉司等の専門職の配置については、これまでに取り組んできた計画的な職員採用の積み重ねから、現状で配置基準を満たすことができています。

今後も、継続的な取組みにより必要な職員の確保に努めます。

令和4年度からは、すべての児童相談所へ保健師を配置し、市町村で児童や家庭への相談支援体制が整えられるよう、医療機関と連携が必要なケースへの支援、特定妊婦や乳幼児への支援などに取り組んでいます。

また、同じ令和4年度からすべての児童相談所に市町村支援児童福祉司も配置し、保健師と共に市町村の職員に対して、こどもの心身の変化や親の困り感を見逃さずに支援していく方法や、虐待に至る前に適切な支援につなげていくためのスキルを助言するなど、市町村での相談支援機能の強化に向けた支援を行っています。

表2の1

番号	資源等		現在の整備・取組状況(A)	定量的な整備目標					資源の必要量等(B)	整備すべき見込量(B)-(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11		
① 評	児童相談所の管轄人口(千人) (R6は島根県推計人口 R6.10.1 現在)	中央	250							
		出雲	219							
		浜田	119							
		益田	55							
② 評	第三者評価を実施している児童相談所数		0	当面は、一時保護所のみの第三者評価を実施						

表2の2

番号	資源等		現在の整備・ 取組状況 (A)	定量的な整備目標				資源の 必要 量等 (B)	整備す べき見 込量(B) -(A)
			R6	R7	R8	R9	R10	R11	
③ 評	児童福祉司の配置数		37	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童相談所における専門職の配置を進める。					
④ 評	児童心理司の配置数		12						
⑤ 評	市町村支援児童福祉司の配置数＊1		8						
⑥	里親支援担当児童福祉司＊1		4						
⑦ 評	児童福祉司スーパーバイザーの配置数＊1		12						
⑧ 評	医師の配置数	常勤	0						
		非常勤	16						
⑨ 評	保健師の配置数		4						
⑩ 評	弁護士の配置数	常勤	0						
		非常勤	4						
⑪	看護師の配置数		1	4	4	4	4	4	3
⑫ 評	こども家庭福祉行政に携わる県(児童相談所)職員における研修＊2の受講者数		39	40	40	40	40	40	1
⑬ 評	専門職採用者数(割合)＊3		74人 (38.5%)	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童相談所における専門職の配置を進める。					

51 *1 ⑤市町村支援児童福祉司の配置数、⑥里親支援担当児童福祉司の配置数、⑦児童福祉
52 司スーパーバイザーの配置数は、③児童福祉司の配置数の内数

53 *2 研修:児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等該当の
54 研修を受講した県職員の実人数

55 *3 専門職採用数(割合):専門職(児童福祉司・児童心理司・医師・保健師・弁護士・看護師)
56 の実人数(非常勤を含む)÷児童相談所の全職員数(非常勤を含
57 む実人数)

58

59 ウ 資源の整備・取組方針等

60

61 ・児童相談所の体制強化

62 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等の今後国から示されるプランに沿っ
63 て、児童相談所における児童福祉司等の増員や弁護士との配置等による法的対応体制の強
64 化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資
65 格の取得促進を図り、児童相談所の強化に取り組めます。

66

67 ・児童虐待予防を意識した個別支援と地域支援体制の強化

68 児童相談所の保健師は、特定妊婦をはじめ、市町村の母子保健が関わっているケース
69 や医療機関との連携が求められるケースを中心に支援を行っています。必要な情報を収
70 集し、産後の虐待リスクについて対象者とその家族全体を医療的視点も踏まえてアセスメ
71 ントします。その結果をもとに、相談やサービス調整を行い、市町村母子保健担当者や医
72 療機関と情報共有を図りながら、丁寧に支援を引き継ぎます。

73 こうした個別支援を通じて明らかになった課題については、保健所と連携し、市町村や
74 医療機関と検討や研修の場を設け、母子保健施策の改善を図っています。これにより、児
75 童虐待の予防に向けた地域全体の支援体制を強化し、こどもとその家族が安心して暮ら
76 せる環境を整えていきます。

12 障害児入所施設における支援 全体目標②

児童福祉法における障がい児とは、18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病患者（※1）のことを指します。

障害児入所施設とは（※2）、障がいのあるこどもを入所させ、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。施設類型として、特に医療を必要とする入所児に個々の状況に応じた医療を適宜提供して機能向上や健康の維持増進を図る「医療型障害児入所施設」と、それ以外の「福祉型障害児入所施設」に区分されます。いずれも手帳の有無は問わず、児童相談所や医師等により療育の必要性が認められたこどもも入所対象となります。

障害児入所施設が担っている機能としては、①重度・重複障がい、行動障がい、発達障がい等多様な状態への対応のための「発達支援機能（医療も含む）」、②退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行、就労へ向けた対応のための「自立支援機能」、③被虐待児童等の対応のための「社会的養護機能」、④在宅障がい児及び家族への対応のための「地域支援機能」があります。

県障がい者基本計画（令和6年3月策定）によると、県内の障害児入所施設では、入所者が減少しているものの、虐待を受けた障がい児への対応や、家庭での養育が困難な障がい児など、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があることという観点から、今後のあり方を検討していく必要があるとしています。

また、障害児入所施設においては、障がい児の養育の特性を踏まえた上で、その障がいに対する正確な理解と、障がい特性に応じた環境の提供が求められます。そのために、入所する障がい児の人権擁護や虐待防止のための措置が適切に講じられるよう、県では、施設設置者、管理者、従事者、相談支援専門員等を対象に、障がい者虐待防止に関する研修を実施しています。また、施設への指導・助言や、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度」を活用し、障がい福祉現場における理解促進を図っています。

（※1）障害者総合支援法、児童福祉法の対象となる疾病は、令和6年4月から 369 疾病に拡大

（※2）出典：WAMNET 福祉のしごとガイド 職場編 障害児入所施設を一部改変

ア 資源等に関する地域の現状

社会的養育推進計画では、障害児入所施設においても、こどもが入所による親との分離体験などからくる影響から回復し、愛着関係や基本的信頼関係を形成するため、ユニット化等によるケア単位の小規模化などにより、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されることが重要です。

なお、令和6年4月に施行した「島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(※3)」においても、障がい児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならないことなどが定められています。

表1 資源等に関する地域の現状

番号	資源	現在の整備・取組状況
		R6
①	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	5
②	福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障がい児の数	52

(青少年家庭課調べ)

表1は、県内の各福祉型障害児入所施設において、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数とそこで生活している障がい児の人数です。

調査対象となる施設数は5施設であり、全ての施設において「できる限り良好な家庭的環境」が整備されています。

【できる限り良好な家庭的環境の整備に取り組んでいる事例】

- ・小規模グループケアを実施し、グループごとにリビングルームを設け、買い物、調理、食堂からのおかずの配膳、洗濯などを行っている。
- ・買い物の際は、予算内で買えるものを自分たちで考えて購入したり、冷蔵庫にあるもので夕食の一品を作ったり、休日にはおやつ作りを行っている。
- ・居室棟横の畑にて、季節の野菜を育てており、自分たちが育てた野菜を食事に取り入れている。
- ・週末や休日に自宅へ帰らないこどもに家庭で行う経験が積めるよう、外出や買い物、調理

- 66 実習等に取り組んでいる。予算内でお菓子を買う体験では、普段買わないお菓子を選んだ
67 り、一通り吟味してから決めたりと、こどもによってさまざまであり、入浴後にはおやつとして
68 楽しんだ。
- 69 ・卒業後に就職やグループホーム入所を希望するこどもについては、園内の居住棟エリア外
70 で生活したり、法人内の事業所でのアルバイトや携帯の使用を許可している。また、一人で
71 暮らすための知識やマナーの習得を支援し、職員からサポートを行っている。
 - 72 ・各児童1人部屋や収穫の喜びを感じることができる小さな畑がある。
 - 73 ・1人1部屋で生活し、玄関横にある花のプランターと一緒に水やりをしたり、休日にはスーパ
74 ーでの買い物や年に数回バーベキューを行っている。
 - 75 ・個別対応の日を設けて、グループ単位の少人数や職員とマンツーマンでの外出や買い物を
76 行っている。また、グループで食材を購入してカレーを作ることもある。

77
78 「できる限り良好な家庭的環境」とは ー平成30年厚生労働省子ども家庭局長から抜粋ー

79 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について

80 各施設は児童福祉法第3条の2による「できる限り良好な家庭的環境」において、養育機能を高機能化していくことが
81 求められる。具体的には、

- 82 ① 子どもの権利が保障されていること。
- 83 ② 生活単位を小規模化し、それぞれ独立性と自律性を備えたものとしていくこと。特に困難な課題を抱えた子ども
84 の場合は、より小規模な生活単位とすることが求められること。
- 85 ③ 特定の職員のチームによる継続的・安定的な関係性を有すること。特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、心
86 理職等の専門職とも連携して、より手厚いチーム体制が求められること。
- 87 ④ 子どもは地域において育成されるという観点に立ち、地域分散化が図られ、地域社会との良好な関係性を有する
88 こと。
- 89 ⑤ 早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等に向けて、心理職等の専門職との協働や医療機関等とも連携して子ど
90 もや保護者等への支援を行うこと。その際、移行期の子どもの環境変化への不安や、次の養育の場への適応等
について、十分配慮すること。
- ⑥ 年長児等で家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもに対して、社会において自立的生活を形成、維持しう
る能力を形成していくなど、適切な自立支援及びアフターケアが行われること。その際、年齢にかかわらず支援の必要
性に応じた継続的な支援が提供されること。

91
92
93
94
95
96
97
98 (※3)島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
99 第21条(指定入所支援の取扱方針)

100 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受ける
101 ことができるよう努めなければならない。

102 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、
103 障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

104 ※第2項、第3項を新設